

教職員の人事評価制度手引書

－人材育成と学校の教育力向上をめざして－

平成28年7月 改訂版

< 平成28年度用 >

奈良県教育委員会

目 次

	ページ
I 教職員の人事評価制度の概要	
1 趣旨	(1)
2 実施の根拠	(1)
3 実施する期間	(1)
4 評価の方法（自己申告評価と総合評価）	(1)
5 評価対象者	(2)
6 評価者	(2)
7 「教職員の人事評価」の実施スケジュール	(3)
II 自己申告評価について	
1 目標設定と申告	(4)
2 面談と指導助言	(4)
3 評価者による絶対評価	(5)
4 県教育長・市町村教育長による相対化	(5)
別表 1 自己申告評価シート記入例	(6)
別表 2 各職別の評価項目とその視点、具体的内容例	(7)
III 総合評価について	
1 3つのステージ設定	(11)
2 評価の範囲・期間	(11)
3 評価者による評価の方法（校務経験と絶対評価）	(12)
4 平成28年度（新評価制度導入初年度）についての特例	(13)
5 県教育長・市町村教育長による相対化	(13)
別表 3 総合評価シート記入例	(14)
別表 4 評価項目と職務の具体例	(15)
別表 5 評価要素の着眼点	(16)
別表 6 評価項目と視点、職種別評価要素の必要とされる水準	(17)
IV 評価者の責務と留意事項	
1 情報の収集	(29)
2 評価基準の確認	(29)
3 教職員の育成	(29)
4 その他・厳守事項	(30)
別表 7 授業観察の記録簿の参考例 1	(31)
別表 8 職務観察・指導記録簿の参考例	(31)
別表 9 授業観察の記録簿の参考例 2	(32)
V 説明責任について	
1 評価結果の開示	(33)
2 開示面談の方法	(33)
3 自己申告評価シート・総合評価シートの保管について	(33)
VI 苦情申出について	
1 苦情対応について	(34)
< 参 考 資 料 >	(35)

I 教職員の人事評価制度の概要

1 趣旨

子どもたちが「学校は楽しいところ」と思えるようにしたい。ただ、それだけのことだけれど、この言葉の実現に取り組むためには、様々に知恵を絞る必要があります。教育が目指す指標、設備などの施設面、教育活動における工夫、地域の協力、児童生徒の人間関係…。奈良県教育のために関係者がチームとなって組織的に進めなければこの言葉の実現はできません。その中でも、特に重要だと考えることのひとつに、教職員の教育力の向上があげられます。「教育は人なり」とよく言われます。一人一人の教職員が学校を取り巻く困難な状況に立ち向かい、教育者としての使命感や人権意識、教育への情熱、児童生徒への実践的な指導力などの資質能力を有し、家庭や地域社会との連携や協力関係を築きながら、児童生徒の豊かな成長を育んでいくことができるような魅力ある教職員を育成していきたいのです。学校にいる教職員みんなが組織の構成員であるという認識をもち、組織の目標を理解して行動し、役割と責任を明確にもって主体的に取り組む、そのような中で、管理職は業績や能力を客観的に把握し、個々に応じた技量の向上を図り、学校組織の活性化に向けて人材を活用していくことが目指すところなのです。ひいては、それが子どもたちに還っていくことになるはずです。

新しい人事評価制度は、知・徳・体の調和のとれた児童生徒を育成するために、教職員の能力開発及び意欲を醸成することにより学校組織の活性化を図り、学校の教育力向上及び人材育成に役立てることを目的として実施します。

2 実施の根拠

県立学校については、地方公務員法第23条の2第1項に基づいて定める「奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則」に基づいて実施します。

市町村立学校については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第44条に基づいて定める「奈良県県費負担教職員の人事評価に関する規則」に基づいて実施します。

3 実施する期間

4月1日から翌年3月31日までの1年間。

4 評価の方法（自己申告評価と総合評価）

人事評価は次の2つの評価により実施し、それぞれに、自己申告評価シート、総合評価シートを作成して評価を進めます。

(1) 自己申告評価

各教職員が学校の教育目標等を踏まえ、自己目標を設定して職務に取り組み、年度末に自己目標の達成度やそのプロセス等を自己評価します。その過程全般にわたって、第一次評価者と第二次評価者が指導・助言をし、その結果を年度末に評価します。この評価は、被評価者が自己の目標を明確にするとともに、改善すべき点等を把握すること、管理職（校長・教頭等）にとっては、教職員の適性や得意分野、改善させるべき点や課題等を把握することをねらいとしています。目標の難易度も考慮して、絶対評価を行います。

第二次評価者の絶対評価に基づき、県・市町村教育委員会教育長が相対化を行います。臨時的任用の者を除き、その結果は勤勉手当に一定の基準に基づいて反映されることになります。

(2) 総合評価

校務経験値を付与し3つのステージを設定します。教職員の職務全般にわたる勤務の状況を「業績・能力・意欲」についての確に把握する中で、第一次評価者と第二次評価者が、「必要とされる水準」に基づいて、客観的で公正な絶対評価を行います。自己申告評価における目標の達成状況を参考にはしますが、あくまで職務遂行状況全般について評価するものです。

第二次評価者の絶対評価に基づき、県・市町村教育委員会教育長が相対化を行います。臨時的任用の者を除き、その結果は給与の昇給に一定の基準に基づいて反映されることになります。

5 評価対象者

評価対象者は、県立学校の教職員及び市町村立学校の県費負担教職員（任期付教職員及び再任用教職員、臨時的任用教職員を含む。）とし、次の教職員を除きます。

- (1) 非常勤教職員、県立嘱託職員（シート不要。再任用短時間勤務教職員を除く。）
 - (2) 当該年度4月1日から同年12月31日までの期間において、下記の①～③等によって勤務した期間が4月（暦日）に満たない教職員
 - ① 大学等における長期研修又は在外教育施設等における長期派遣により勤務できない教職員や、置籍等で実際の勤務がない教職員など
 - ② 特別休暇、休職、育児休業等により勤務できない教職員など
 - ③ 短期の臨時的任用教職員で、継続した評価ができない教職員（シート不要）
 - (3) 県教育長が、公正な評価を実施することが困難であると認める教職員
- ※ (2)①②、(3)の職員については、評価できない旨を所見欄に記入した評価シート（総合評価については校務経験の記録の下段を記入）を作成してください。

6 評価者

自己申告評価、総合評価における評価者については、下のとおりとします。

＜県立高等学校等＞

被評価者	第一次評価者	第二次評価者
校長	教職員課長	教育長
教頭及び事務長	所属する学校の校長	教職員課長
教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、常勤教職員、再任用等	所属する学校の教頭	所属する学校の校長
上記以外の職員	所属する学校の事務長	所属する学校の校長

＜市町村立小学校・中学校＞

被評価者	第一次評価者	第二次評価者
校長	市町村教育長の指定する者	市町村教育長
教頭	所属する学校の校長	市町村教育長の指定する者
主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、常勤教職員、再任用等	所属する学校の教頭	所属する学校の校長
学校栄養職員	所属する学校の教頭（被評価者が学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する施設に勤務する学校栄養職員である場合は、市町村教育長の指定する者）	所属する学校の校長（被評価者が学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する施設に勤務する学校栄養職員である場合は、市町村教育長の指定する者）

7 「教職員の人事評価」の実施スケジュール

	教 職 員	第一次評価者	第二次評価者
4 月	○自己目標の設定		○学校教育目標、学校経営ビジョン提示
5 月	自己申告評価シートの当初申告と当初面談（4 月～5 月末） （6 月 1 日を基準日としての当初申告を面談日までに教頭へ）		
6 月	⇒ 自己目標決定		
7 月			授 業 観 察 資 料 の 蓄 積
8 月			勤 務 状 況 の 観 察
9 月	実践		
10 月	目標の追加・変更がある者や、希望者について の中間面談 （8 月～1 0 月末）		
11 月	自己申告評価シートの中間申告（1 1 月 1 日基準日）教頭へ提出		
12 月	振り返り		
1 月	実践	1 2 月 3 1 日を基準日で 総合評価シートに評価を行い市町村へ	
		1 月 2 0 日 総合評価シートの提出（県教委へ）	
2 月	自己申告評価シートの最終申告と最終面談（1 月～2 月末） （3 月 1 日を基準日としての最終申告を面談日までに教頭へ）		
3 月		3 月 1 日までに自己申告評価シートに評価を行い市町村へ	
	3 月 1 日～3 月 1 4 日 開示面談		
		3 月 2 0 日 自己申告評価シートの提出（県教委へ）	

Ⅱ 自己申告評価について

1 目標設定と申告

まず、被評価者は、自己申告評価シート（別表１）を使用して、４つの評価項目に基づいた各自の具体的目標と目標達成の手立てを６月１日を基準日として申告します（目標設定）。その後１１月１日を基準日とした中間申告（進捗状況）、３月１日を基準日とした最終申告（成果と課題）を行います。最終申告では達成度の自己評価（３段階）を記入します。

【自己目標設定の留意点】

(1) 目標設定時に留意すること

- ① 取り組む対象(何を)、取組期間(いつまでに)、取組後の姿(どのような状態まで)を具体的に表す。
- ② 達成された姿(具体的なゴールや数値等)を具体的に表現する。又はスケジュール化（「いつまでに、どのように」）したものにして、進捗状況が分かるようにする。
- ③ 目標を重点化して設定する。
- ④ 設定する目標の期限は１年以内。（目標が長期目標の場合は、当該年度の短期目標とする。）
- ⑤ 学校の実態や課題を的確に把握した上で、年間の勤務で努力すれば十分に達成可能な目標を設定する。

(2) 目標達成のための手だてとして留意すること

- ① 目標達成のための手段は何か。現状で存在する手段を活用できるのか。また新たに手段を設定する必要があるのかを考える。
- ② 手段・方法を示す。（どのような行動を起こして取り組むか。具体的に行動レベルで表現する。）
- ③ 力の入れどころを示す。（何に重点をおいて取り組むか。）

2 面談と指導助言

	当初申告(目標決定)	中間申告	最終申告
申告基準日	６月１日	１１月１日	３月１日
面談実施日	４月～５月末	８月～１０月末	１月～２月末

(1) 当初申告の面談

評価者は、４月から５月にかけて全教職員と面談を実施し、教職員が設定した目標について、組織性（学校教育目標及び学校経営方針・現状課題と整合しているか。）、具体性（具体的な目標と手だてであるか。）、明確性（明確な目標と達成の可能性はどうか。）、積極性（意欲をもって積極的に職務の遂行ができる目標であるか。）等の観点から話し合います。

(2) 中間申告の面談

評価者は、提出された自己申告評価シートをもとに、教職員個々の取組内容について進捗状況を把握し、目標達成の見込みについて考察します。目標の追

加・変更がある者や、必要がある者について面談を実施します。

(3) 最終申告の面談

評価者は提出された自己申告評価シートをもとに、教職員と目標の達成状況や取組状況及び職務遂行状況等について話し合います。教職員の努力や成果を認めたり、達成できなかったものについては次年度の目標への反映を促したりするなどの指導助言をします。その際、客観的で公正な指導・助言を行うために、事前に教頭や学年・校務分掌の主任等から個々の教職員の職務遂行状況等について聴取し、その把握に努めるとともに、様々な機会を捉えて得た児童生徒、保護者等の意見も参考にすることも有効です。

3 評価者による絶対評価

評価者による評価は、4つの評価項目（別表2）を一定の基準に基づき絶対評価の5～1の5段階で評価します。評価者はその過程で指導助言を行いつつ、総合的に評価します。被評価者の職によって第一次評価者、第二次評価者は異なります。第二次評価者の評定の合計（満点は20）を最終評定とします。

＜自己申告評価シートの5段階絶対評価基準＞

評定	基 準
5	具体的目標に対して意欲的に取り組み、大幅に成果を上げている。
4	具体的目標に対して努力し、ほぼ期待通りの成果が見られる。
3	具体的目標に対して取り組み、一定の成果が見られる。
2	具体的目標に対して取組が不十分で、あまり成果が見られなかった。
1	具体的目標に対して取り組めず、全く成果がなかった。

＜全体評語＞

第二次評価者の評定の合計（満点は20の最終評定）を、区分に応じ、下の表の下欄に掲げる記号を全体評語とします。

評定の合計	20～18	17～15	14～9	8～6	5～4
全体評語	V	IV	III	II	I

4 県教育長・市町村教育長による相対化

自己申告評価シートの結果は県・市町村教育委員会教育長が相対化するための資料となります（任期付き教職員、再任用教職員及び臨時的任用教職員は相対化しません）。なお、相対化された結果は一定の基準を設定し勤勉手当に反映されます。

職名 教諭	本人氏名 奈良 太郎 昭和 40 年 12 月 23 日生 (51 歳 男性)	職員番号 424404	学校名 〇〇市立〇〇小学校	本県常勤年数 29 年	現任校年数 8 年
----------	---	----------------	------------------	----------------	--------------

昨年度の課題 行事に追われることで、ゆっくりと一つ一つの活動の教育的効果を考えることができていなかった。学習面では国語の作文力が低い。加えてICT関係の導入が遅れているように思う。	本年度の目標 余裕をもち機能的な組織を目指したい。作文指導に重点的に取り組みたい。新しい情報機器等を積極的に取り入れ、活用できるようにしたい。
---	--

申告・評価	自 己 評 価				自己申告	第一次評価者	第二次評価者	備 考・特 記 (特段の場合に記入)		
	当初申告(6月1日)		中間申告(11月1日)	最終申告(3月1日)	上回っ ている	概ね 達成	達して いない		5段階(5～1) 評定基準に則した 評定	5段階(5～1) 評定基準に則した 評定
	重点目標	目標達成の手立て	進捗状況	成果と課題	☐	☐	☐			
学習指導	国語科において、児童の文章表現力を高めるために、作文指導を充実させ、発表会形式の取組を行い、表現力も身に付けさせる。	学期に2回の作文発表会を企画する。それぞれに、ねらいをはっきりさせる。年間を通して、1人10本程度の作文を完成させる。	1学期には、1回の発表会をもった。2学期は3回の発表会をさせた。児童はやる気をもって取り組めている。	最終的に目標どりの発表会を持てた。作文力も、かなり上昇し、楽しんで表現できた。奈良県の作文コンクールでも2人入賞した。	☒	☐	☐	5	4	
学習指導以外の分野	放送委員会を充実させ、校内のメディアとして、校内放送を機能させたい。そのことから、情報発信の大切さを学び、メディアリテラシーに関心を持たせたい。	朝、昼、放課後の校内放送を月、水、金と内容を絞って、充実させたい。毎日放送して内容を薄くするよりは、火曜と木曜に放送内容を検討する時間をとりたい。	放送委員会は機能したしているが、放送内容の充実が課題。また、聴取者側に期待感が少なく、楽しみにするようなものになっていない。	一定の効果があり、学校としての一体感を児童に感じさせるような取組ができたと思う。ただ、委員に負担が多すぎて、継続して取り組めるかどうかは少し疑問が残る。	☐	☒	☐	4	3	
学校運営	教務部のメンバーとなり、増えすぎた行事を精選し、ポイントを絞った教育内容を全員で取り組めるようにしたい。そのために、教職員の意識調査をし、方向性を見極めたい。	行事の検討委員会を管理職を含めて推進したい。先生方への早い段階でのアンケート調査や、学校教育目標と行事との関係を整理し、重なる行事を明らかにする。	検討委員会は3回開催し、アンケート調査も実施した。精選する行事と、合体させる行事を絞り込んでいる状況である。	最終的に、来年度、文化的行事の〇小タイムと、文化鑑賞会を1つにし、他校との交流行事(稲刈り)を廃止、運動会を村民運動会と一体化させることができた。	☒	☐	☐	4	4	
研究・研修等	ICT教育についての見識を深め、効果的な活用ができるようにしたい。	ICTに関する研修会に参加したり、情報を得る努力をしたりしながら、実際に3回程度は、授業での実践に取り入れてみたい。	進めようとはするが、学校の設備がまだ不十分な面もあり、未だに授業でパソコンを、効果的に使えていない。デジタル教科書は見せているが活用までは至っていない。	他校の研修会に参加。年間5回の授業でICTを意識した実践に取り組み、自己研修としては大変役に立った。しかし、今後は、学校全体が研修する必要がある。	☐	☒	☐	3	3	

所見	第一次評価者 非常に熱心に各方面に渡って取り組んでいる姿が見られた。特に、国語の作文力向上については、児童の変容がよくなり、教育的効果を十分に上げていたように思う。ICT教育については先生方の先陣を切って研修に取り組んでいて、今後大きく期待できるのではないかなと思う。	第二次評価者による評定の合計 14 / 20	全体評語 Ⅲ
	第二次評価者 ここ数年の業務の多忙化について、教務主任に指示したが、考えていた以上の効果を上げ、精選された行事の労力を、他の取り組みへ回すことができていたように感じている。余裕をもって教育活動に取り組むことができ、そのことが学校活性化につながっている。大きな業務を成し遂げてくれたと感じている。		

<各職別の評価項目とその視点、具体的内容例> (別表2)

職種	評価項目	視 点	職務を遂行する上で必要とする具体的内容例
① 校 長	学校経営	学校教育目標の設定 学校運営組織の整備 学校の施設・設備の管理 学校事務の管理 渉外	・ 自らの学校経営の方針を持ち、学校運営上の課題を踏まえた学校教育目標を設定する。 ・ 学校運営にあたって関係機関や家庭、地域等との対応や調整が適切にできる。 ・ 教職員の自発性や創造性を生かしながら、適切な指導・助言を行い、教職員の能力や意欲を高める。 ・ 予算の効率的執行や公金の適正管理、学校の安全管理、施設管理など、円滑な学校運営を行う。 ・ 学校運営の改善や組織の活性化を図るなど、学校教育目標達成に向けてリーダーシップを発揮する。
	学校教育の管理	教育課程の実施・評価 児童生徒の管理	・ 学習指導要領に基づく教育課程を適正に編成、実施し、特色ある学校づくりを実施する。 ・ 教職員の教育力を十分発揮させるための校内組織を編成する。 ・ 教職員に児童生徒への指導を適切に行わせる。 ・ 学校施設の管理を適正に行う。
	教職員人事管理	教職員の人事管理 指導・監督	・ 教職員の能力や勤務の状況を把握し、その能力を十分に発揮させるよう、研修の設定等を含め、的確な指導助言を行い、育成する。 ・ 教職員の服務監督を適切に行い、規律を確保するとともに、能率向上に取り組み、教職員のモラルアップを図る。
② 教 頭	学校管理運営	校長の補佐 学校運営組織の整備 学校の施設・設備の管理 学校事務の管理 渉外	・ 学校教育目標の達成に向けて校長を補佐し、校内組織をまとめ、取組を進める。 ・ 教職員の自発性や創造性を生かしながら、適切な指導助言を行い、教職員の能力や意欲を高める。 ・ 校長を補佐し、予算の効率的執行や公金の適正管理、学校の安全管理、施設管理など、円滑な学校運営を行う。 ・ 学校運営にあたって関係機関や家庭、地域等との適切な対応や調整を行う。
	学校教育の管理	教育課程の実施・評価 児童生徒の指導・管理	・ 学習指導要領に基づく教育課程を適正に実施し、特色ある学校づくりを実施する。 ・ 教職員個々の指導能力を発揮させるために、校内組織を適切に運営する。 ・ 課題意識を持って学校教育目標を見直し、校長に的確な進言をする。
	教職員への指導・助言	教職員の職務に関する指導助言	・ 教職員の能力や勤務の状況を把握し、その能力を十分に発揮させるよう、的確な指導助言を行い、育成する。 ・ 校長を補佐し、教職員の服務監督を適切に行い、規律を確保するとともに、教職員のモラルアップを図る。 ・ 適切な研修機会の設定等教職員の能力伸長に向けて、校長に的確な進言をする。
③ 事 務 長	学校管理運営	校長の補佐 学校運営組織の整備 学校の施設・設備の管理、渉外	・ 学校教育目標の達成に向けて校長を補佐し、校内組織をまとめ、取組を進める。 ・ 教職員の自発性や創造性を生かしながら、適切な指導・助言を行い、教職員の能力や意欲を高める。 ・ 校長を補佐し、学校の安全管理、施設管理など、円滑な学校運営を行う。
	学校事務の管理	学校財産・物品の管理、 出納関係事務の管理、 給与・服務関係事務の管理、 児童生徒の学事関係事務の管理	・ 学校財産や備品等を管理し、必要に応じて適正に処理を行う。 ・ 予算の効率的執行や公金を適正に管理する。 ・ 教職員の給与や服務について適正に管理する。 ・ 児童生徒の転出入事務を管理する。
	教職員への指導・助言	教職員の職務に関する指導・助言	・ 教職員の能力や勤務の状況を把握し、その能力を十分に発揮させるよう、的確な指導助言を行い、育成する。 ・ 教職員の服務監督を適切に行い、規律を確保するとともに、能率向上に取り組み、教職員のモラルアップを図る。

職種	評価項目	視 点	職務を遂行する上で必要とする具体的内容例
④ 教 諭 ・ 講 師	学習指導	指導計画の作成 各教科の指導 道徳・総合的な学習 の時間の指導	- 教科・科目に関する専門的知識・技能を活用し、児童生徒の実態に応じた指導計画を作成し、教科の学習目標を達成する計画的な指導と評価をする。 - 児童生徒の実態に応じた教材や指導方法の工夫や改善を行い、学力向上を図る。 - 学習に関する児童生徒の課題を把握し、学習意欲を高める授業改善等、課題解決に向けた指導をする。 - 家庭との連絡等、児童生徒理解のための情報収集に努め、家庭学習の定着を図る。
	学習指導以外の分野	生徒指導 進路指導 部活動指導 特別活動(学級活動、 児童会・生徒会活動、 委員会活動、クラブ 活動、学校行事)	- 学校教育目標を踏まえた、発達段階に応じた計画的な指導により、児童生徒の個性を伸ばし、自主性や実践的な態度を育成する。 - 教員と児童生徒との信頼関係及び児童生徒間の好ましい人間関係を育て、児童生徒理解を深める。 - 生徒指導・進路指導等に関して必要な状況把握や情報収集を行い、関係機関や家庭、地域等と適切に対応し、望ましい関係を築く。 - 関係機関や家庭、地域等と連携して、部活動指導を計画的に行う。
	学校運営	学年経営 学級経営 校務分掌 各種委員会	- 分掌した校務や学校運営上の課題を、管理職や他の教職員との連携を図りながら適切に処理する。 - 学級経営等の充実を図り、児童生徒が自分の力を発揮できる集団づくりを行う。 - 広報活動や保護者会等を通じ、家庭や地域等の理解や協力を得る。 - 教職員間での相互理解や、必要な情報収集、共有化を図り、学校行事の企画運営や学年・学級経営に生かす。
⑤ 養 護 教 諭 ・ 講 師	保健管理	健康診断 健康管理 感染症の予防と対策 環境衛生 救急処置	- 学校保健安全法等に則り、健康診断の実施等、児童生徒の健康や安全について管理する。 - 児童生徒の心身の健康状態の把握や学校の実態に即した児童生徒の健康づくりを推進する。 - 心身の健康問題に対する対応や予防、また事故の早期発見・早期対応に向けて、担任や学年等へ情報提供を行い、協力体制づくりをする。 - 必要な資料や情報の収集を行うとともに、管理職や他の教職員、家庭、校医・薬剤師、関係機関との連携を図り、学校の保健衛生環境を整備する。
	保健に関する指導	保健指導 健康相談活動 特別活動(児童会・生徒会活動、委員会活動、学校行事) 生徒指導	- 児童生徒の健康状態の把握に努め、発達段階に応じた保健指導計画等の企画・立案に専門的立場から参画する。 - 心の健康問題等の発見や解決、予防などの健康課題について必要な対応を行い、保健指導や安全指導の目標を達成する。 - 児童生徒の心身の健康課題の解決・予防に向けて、健康・安全に対する意識の向上とともに、望ましい生活行動の獲得に向けた実践力を育てる。
	学校運営	保健室経営 校務分掌 学年運営 各種委員会	- 専門的な知識や技能を活用し、薬品等の管理、児童生徒の健康や安全の観点から保健室経営ができる。 - 学校保健計画に基づいた運営をし、教職員間の相互理解や情報収集、共有化を図り、分掌した校務や学校運営上の課題に取り組み、改善を進める。 - 広報活動や保護者会を通じて、関係機関や家庭、地域等との連携を図る。

職種	評価項目	視 点	職務を遂行する上で必要とする具体的内容例
⑥ 栄 養 教 諭	食に関する指導	教科・特別活動等における指導 給食指導 学級・教科担任との連携、家庭・地域との連携、調査研究	- 食に関する全体計画や年間指導計画等の策定に積極的に参画する。 - 児童生徒の実態に応じた教材や指導方法の工夫改善を行い、学習意欲を高める。 - 食に関する児童生徒の課題を把握し、学習意欲を高める授業改善等、課題解決に向けた指導をする。
	給食管理	栄養管理、衛生管理 物資管理、検食	- 専門的知識・技能を活用し、給食に関する運営を適切に行う。 - 児童生徒の食生活や個別事情の把握に努め、実態に即した献立表を作成する。 - 児童生徒が楽しく食事ができるような環境整備や給食管理を行う。
	学校運営	学校行事 校務分掌 各種委員会	- 分掌した校務や学校運営上の課題を、管理職や他の教職員との連携を図りながら適切に処理する。 - 広報活動や保護者会等を通じ、家庭や地域等の理解や協力を得る。 - 職員間での相互理解や必要な情報収集、共有化を図り、学校運営に生かす。
⑦ 実 習 助 手	実験・実習の補助に関する分野	実験・実習に関する指導計画の作成及び業務	- 実習等に関する知識や技能を有し、実習等の指導計画の作成及び補助を行う。 - 実習等で使用する備品等の整備・管理及び実習室等の環境整備を行う。 - 児童生徒の実態に応じた指導方法の工夫や改善を行い、学習意欲を高める。
	実験・実習の補助以外の分野	生徒指導 進路指導、部活動指導、特別活動(学級活動、児童会・生徒会活動、委員会活動、クラブ活動、学校行事)	- 学校教育目標を踏まえた、発達段階に応じた計画的な指導により、生徒の個性を伸ばし、自主性や実践的な態度を育成する。 - 生徒との信頼関係及び児童生徒間の好ましい人間関係を育て、生徒理解を深める。 - 生徒指導・進路指導等に関して必要な状況把握や情報収集を行い、関係機関や家庭、地域等と適切に対応し、望ましい関係を築く。 - 関係機関や家庭、地域等と連携して部活動指導を計画的に行う。
	学校運営	学年経営 学級経営 校務分掌 各種委員会	- 分掌した校務や学校運営上の課題を、管理職や他の教職員との連携を図りながら適切に処理する。 - 学年経営等の充実を図り、生徒が自分の力を発揮できる集団づくりを行う。 - 広報活動や保護者会等を通じ、家庭や地域等の理解や協力を得る。 - 教職員間での相互理解や、必要な情報収集、共有化を図り、学校行事の企画運営や学年・学級経営に生かす。
⑧ 寄 宿 舎 指 導 員	生活指導	舎生の生活指導 健康・安全に関する指導	- 児童生徒の健康や障害の状態等を把握し、個への発達援助・指導を適切に行う。 - 児童生徒の生活指導に際して、学級担任や家庭・関係機関との連携に努める。 - 適切な指導計画に基づき、健康・安全の確保・指導に当たる。
	行事その他	寄宿舎行事 舎生会活動	- 行事等を実施する中で、地域の特性を生かすなどの創意工夫をし、企画、立案をする。 - 児童生徒の能力や特性が発揮できるよう、活動内容や活動の場の工夫に努める。 - 児童生徒の健康や障害の状態、発達段階に応じて、舎生会活動等の指導を適切に行う。
	学校運営	寄宿舎経営 校務・舎務分掌	- 学校教育目標や児童生徒の実態を踏まえた寄宿舎経営を行う。 - 寄宿舎経営や分掌する校務・舎務を通して、学校経営に積極的に参加する。 - 広報活動や保護者会等を通じて、各家庭や地域の理解や協力を得る。

職種	評価項目	視 点	職務を遂行する上で必要とする具体的内容例
⑨ 学 校 栄 養 職 員	給食管理	栄養管理、衛生管理 物資管理、検食	- 専門的知識・技能を活用し、給食に関する運営を適切に行う。 - 児童生徒の食生活や個別事情の把握に努め、実態に即した献立表を作成する。 - 児童生徒が楽しく食事が出来るような環境整備や給食管理を行う。
	食に関する指導	給食指導、学級・教科担任との連携、家庭地域との連携、調査研究	- 児童生徒の発達段階や実態に応じた食の指導等の企画・立案を行う。 - 健康的な食生活の習慣が形成されるよう、食についての課題を把握し、指導を行う。 - 学校給食の食事状況を把握し、適切な食の指導に向けた校内の協力体制を整備する。
	学校運営	学校給食計画への参画、校務分掌、各種委員会	- 分掌や学校給食の年間計画等を作成し、適切な進行管理をする。 - 分掌した校務や学校運営上の課題等に取り組み、学校目標の達成に努める。 - 教職員間での相互理解や必要な情報収集、共有化を図り、学校運営に生かす。
⑩ 事 務 職 員	総務	文書・庶務・調査統計・学籍・就学援助・教科書・人事・服務事務・給与・福利厚生に関する事	- 学校事務全般に係る助言や提言をするとともに、諸規定に係る適切な事務処理をする。 - 学校備付表簿等の関係文書管理、保管・保存事務を適切に判断し、処理する。 - 児童生徒等の証明関係を期限内に適正に処理する。 - 調査統計、学籍、就学援助、教科書関係の事務を適切に処理する。 - 福利厚生に関する必要な情報提供を的確に行い、処理する。
	財務	旅費・施設・設備・物品・学校予算・決算・学校徴収金・契約に関する事	- 履歴書、出勤簿、服務関係諸帳簿の整理及び保管を適切に行う。 - 給与、旅費関係事務を期間内に、正確に処理する。 - 校内の施設・設備や備品などの状況を日常的に管理し、適切な処理をする。 - 全体の予算配分を考慮して効率的に予算を執行し、公金を適正に管理する。
	学校運営	企画運営・校内諸規定・監査・検査に関する事、校務分掌、各種委員会、学校行事	- 職員会議や校務分掌組織検討へ積極的に参画する。 - 事務上の分掌や学校運営上の課題を管理職や他の教職員との連携を図りながら、適切に処理する。 - 教職員間での相互理解や必要な情報収集、共有化を図り、学校運営に積極的に参画する。
⑪ 学 校 司 書	学校図書館の管理	図書館の管理運営 読書活動の支援	- 図書の整理や管理を適切に行い、生徒が機能的に活用できるようにする。 - 図書館の利用を促進し、読書活動の活性化を図る。 - 教職員との連携を図り、図書委員会等の活動を側面から支える。
	財務・経理	施設・設備等の維持管理 図書の購入計画	- 職務の目的を認識し、文化部等の教職員と協力しながら円滑な業務遂行を行う。 - 光熱費等の管理を適切に行う。 - 図書の購入計画を的確に立てる。
	学校運営	学校行事 校務分掌 各種委員会	- 学校目標の一つとなっている「読書活動の活性化」を目指して、自らの役割を果たす。 - 組織の一員としての自覚を持ち、仕事の円滑な遂行のため、管理職や他の教職員と連携を図っていく。
① ～ ⑪ 以 外 の ス タ フ	技能に関する職務	給食調理 運転業務	- 職務を進める上で必要な知識・技能を持ち、仕事に活用する。 - 職務の内容や管理職の指示を理解し、仕事を期限内に適切に処理する。
	施設の管理	施設設備等の維持管理、安全面への配慮	- 職務の目的を認識し、周囲と協力しながら円滑な業務遂行を行う。 - 安全面や衛生面等に対し配慮する。
	学校運営	学校行事 校務分掌 各種委員会	- 学校運営上の課題に取り組み、学校目標の達成に向け、自らの役割を果たす。 - 組織の一員としての自覚を持ち、仕事の円滑な遂行のため、管理職や他の教職員と連携を図っていく。 - 職務の目的を認識し、課題意識を持って前向きに取り組む。

※ すべての職に共通する「研究・研修」の評価項目については、個人の資質能力の向上に直接関与する自己研修であるので、内容の具体例を提示していません。

Ⅲ 総合評価について

1 3つのステージ設定

「期待される教職員像」を示した3つのステージを設定（経験を数値化した校務経験値の累積による）し、経験を重ねてステージを上げる仕組みを取り入れます。これによって、次のステージをめざし、モラルを向上させ精勤することを期待します。第1ステージ→第2ステージ→第3ステージへと、「期待される教職員像」を意識し、意欲的に資質の向上を目指すような評価制度にします。

ステージ	期 待 さ れ る 教 職 員 像
第1ステージ (10経験値未満) ↓	先輩教職員から現場の教育技術等を学び、児童生徒を指導する実力をつけ、組織の一員として協力する姿勢を身に付ける期間
第2ステージ (20経験値未満) ↓	学校の中核として若手教職員を導き、経験を生かした教育活動等を展開し、組織のリーダー的存在となる期間
第3ステージ (20経験値以上)	これまでの経験や教育技術等を中堅・若手に伝達し、奈良県教育の充実をも見据えて、学校運営に深く影響を与える期間

2 評価の範囲・期間

総合評価については、次の範囲の考え方で実施します。

- (1) 評価期間中における、被評価者の職務の遂行状況やその結果を評価するものであり、評価期間以外の過去における被評価者の状況については、考慮に入れないものとする。
- (2) 被評価者の職務に関係する行動とその結果だけを評価対象とし、勤務時間以外の職務に関係のない私的な行為及び自主的な活動は、評価対象としない。ただし、私的な行為及び自主的な活動であっても、それが職務の遂行又は児童生徒の成長や発達に影響を及ぼしている場合は、その影響を受けた事実について評価することがある。
- (3) 勤務時間外における家庭訪問や校外指導等、校長の承認又は命令の下において行われるこれらの職務についても評価することがある。
- (4) 評価の期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、当該年度の12月31日を基準日として実施する。教職員課へのシートの提出は1月20日。
- (5) 当該年度の年度末までに、教職員の取組により児童生徒に大きな変化が認められたときなど、教職員の職務遂行状況や成果等が確認でき、評価者がそれを総合評価に反映させる必要を認めたときには、再評価(定期評価の訂正)を行うことができる。この場合、評価者はすみやかに、「再評価」と明記した総合評価シートを提出する。

3 評価者による評価の方法（校務経験と絶対評価）

- (1) 総合評価シート（別表3）を使用し、客観性、信頼性が確保できる適正な評価をする。
- (2) 教職員に、業務内容に応じた校務経験値を付与し、累積する。
- (3) 3つの評価項目ごとの3つの要素について、それぞれ5段階の絶対評価を行う。

(1) 業務内容による校務経験値

学校における一定の業務を経験した者に、第二次評価者が、その業務内容の区分に応じて校務経験値を与えます。業務成果の評価とは異なります。与えられる校務経験値は次の表の通りで、年度を超えて、退職するまで累積していきます。

＜業務内容と校務経験値の相関表＞

記号	業務内容の区分	経験値
ア	小・中学校、県立学校における通常学級の担任業務	1
イ	教務主任、生徒指導主任、進路主任等、学校全体に関わる主任業務	
ウ	ア、イと同等、もしくはそれ以上の経験値があると校長が判断した業務	
エ	ア、イ、ウ以外の業務経験	0.5
オ	12月末までの実質勤務が4月未満、もしくはそれに準ずる状態	—

- ※1 校長には校務経験値の概念は設定しません。臨時的任用教職員や再任用、任期付き教職員等の校務経験は単年度のみとし、経過記録は記入不要です。
- ※2 新規採用者の経験値は、県外の公立又は県内外の私立学校教諭等経験年数及び1年間（4月1日または3月31日の任用空きのみ1年と見なす）の県内外の常勤教職員（含市町村費）経験年数に0.5を乗じた値を付与します。また、社会人を対象とした特別選考合格者は、その企業等での正式採用期間に1を乗じた値を付与します。これらの付与は、上限を9経験値とし、産休、育休、特休、休職、介護休暇等で実質勤務が4月に達しなかった年度については除算します。ただし、奈良県教諭等としての正式採用での経験については、その時に校務経験値が付与されていればその値を引継ぎ、付与がなければその年数に1を乗じた値を上限なく付与します。その他の社会人、1年に満たない臨時的任用教職員、非常勤講師、学生等の経験は経験値0です。初任の学校の校長が初期値を確定します。
- ※3 業務区分「ウ」については、教諭以外の職の業務も含めて校長の判断で勘案します。
- ※4 業務区分「ア」「イ」の両方に該当する場合は、校長の判断で一方を選択します。
- ※5 教育委員会事務局の指導主事、又は置籍での学校教育関係の勤務等の経験者が学校に戻った場合、その年数に1を乗じた値を経験値に加算することができます。
- ※6 研修、人事交流等の校務経験値、絶対評価については下の表の通り。

種類	状況	校務経験値の付与	絶対評価（45満点）
研修・人事交流	①大学院等研修派遣制度（有給）によるもの	1	無
	②大学院修学休業制度（無給）によるもの	無	無
	③指導改善研修	無	無
	④他府県との人事交流	1	無
	⑤国立・私立学校との人事交流	1	無
	⑥県立学校と小中学校の人事交流	1	研修先の評価を利用
	⑦小中間、県立学校間の人事交流	1	研修先の評価を利用
	⑧在外日本人学校への勤務	1	無
	⑨青年海外協力隊（JICA）への派遣	無	無

(2) 絶対評価における評価項目

総合評価は、3つの評価項目ごとの3つの要素（別表4～6参照）を評価します。第一次評価者、及び第二次評価者が絶対評価の5～1の5段階で勤務状況を評価し、第二次評価者の評定の合計（満点は45）を総合評定とします。評価の基準については次の表の通り。

<総合評価シートの5段階絶対評価基準>

評定	基 準
5	職務を遂行する上で通常必要な水準を大幅に上回っている。
4	職務を遂行する上で通常必要な水準を上回っている。
3	職務を遂行する上で通常必要な水準をほぼ満たしている。
2	職務を遂行する上で通常必要な水準を満たしておらず、努力を要する。
1	職務を遂行する上で通常必要な水準を満たしておらず、かなりの努力を要する。

<全体評語>

第二次評価者の評定の合計（満点は45の総合評定）を、区分に応じ、下の表の下欄に掲げる記号を全体評語とします。

評定の合計	45～39	38～33	32～21	20～15	14～9
評 語	V	IV	III	II	I

4 平成28年度（新評価制度導入初年度）についての特例

この評価初年度（平成28年度）に勤務する者の「校務経験値」は、平成27年度末までの奈良県教諭等の正採年数に、奈良県採用前までの県外の公立又は県内外の私立学校教諭等経験年数及び県内外での1年間（4月1日または3月31日の任用空きのみ1年と見なす）の常勤教職員（含市町村費）経験年数に0.5を乗じた値を加えて校務経験値の累積合計とします。ただし、社会人を対象とした特別選考合格者は、その企業等での正式採用期間に1を乗じた値を加えます。これらの場合、産休、育休、特休、休職、介護休暇等で実質勤務が4月に達しなかった年度については除算します。また、教育委員会事務局の指導主事、又は置籍での学校教育関係の勤務等の経験は、その年数に1を乗じた値を校務経験値に加算します。ただし、勤務経験に当たらないものは校務経験値の付与はありません（P12の表参照）。臨時的任用教職員、再任用、任期付き教職員の校務経験値の累積はありません。

（具体例）

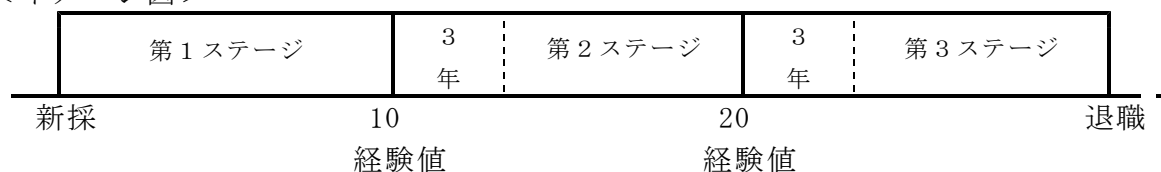
A 教諭	県内教諭経験が18年	「校務経験値」18
B 教頭	県内教諭経験が20年、教頭経験が2年	「校務経験値」22
C 教諭	他府県教諭3年、県内教諭経験が4年	「校務経験値」5.5
D 養護教諭	常勤講師4年、県内養護教諭経験が8年	「校務経験値」10
E 教諭	市費常勤講師3年、県内教諭経験が1年	「校務経験値」2.5
F 教諭	県内教諭経験が15年、指導主事が3年	「校務経験値」18
G 事務職員	臨時事務職員が2年、主査経験が4年	「校務経験値」5
H 教諭	県内教諭経験が5年、産休・育休除算2年	「校務経験値」3
I 再任用教諭・J 常勤講師	累積はせず単年度内で校務経験を付与します。	

5 県教育長・市町村教育長による相対化

総合評価シートの結果は県・市町村教育委員会教育長が相対化するための資料となります（任期付き教職員、再任用教職員及び臨時的任用教職員は相対化しません）。相対化された結果は昇給に反映されます。

3つのステージを設定する中で、特に評価に問題が無い場合、第2、3ステージ最初の時期（3年間）にステージ昇格を勘案した昇給への反映方法を取り入れます。

<イメージ図>



平成（ 〇〇 ）年度 総 合 評 価 シ ー ト 【 教 諭 ・ 講 師 用 】 （別表3）

職名 教諭	本人氏名 奈良 花子	職員番号（ 424404 ）	本県常勤年数 29	うち現任校年数 8
		学校名 〇〇市立〇〇小学校		
	昭和 40 年 8 月 23 日生（ 51 歳 女性 ）		年	年

【 校務経験の記録 】

所属学年と担当 6年担任	校務分掌 教務主任 体育部	週授業時数 25 時間	担当教科(研究教科) 理科	部活動等
今年度の校務経験にかかわる業務区分と校務経験値及び概要			校務経験状況の経過記録	
業務区分	経験値(換算後)	概 要	3回前の年度末	前々年度末
イ	1	教務主任として学校全体に関わる業務を担当した。	19.5	20
			21	22

【 絶対評価 】

評価の項目と観点		第一次評価者	第二次評価者		第一次・第二次評価者の備考・特記欄 (特段の場合のみ記入してください。)
		5段階(5～1)評定 基準に則して評価	5段階(5～1)評定 基準に則して評価	観点の 評定合計	
① 学 習 指 導	業績	4	3	10	
	能力	3	4		
	意欲	3	3		
② 学 習 分 野 指 導 以 外	業績	2	3	9	
	能力	3	3		
	意欲	4	3		
③ 学 校 運 営	業績	3	4	13	
	能力	4	4		
	意欲	4	5		

評定の合計と所見 (第二次評価者による)	評定の総合計 32 ／45	全体評語 Ⅲ	所 見 教務主任としてその能力を十分に発揮し、行事の精選などに意欲的に取り組んだ。児童への指導力も高く、国語科指導で成果を上げている。
-------------------------	-------------------------	---------------	--

第一次評価者 職・氏名 教頭 吉野 次郎 (12 月 9 日記入)

第二次評価者 職・氏名 校長 葛城 和夫 (12 月 27 日記入)

＜評価項目と職務の具体例＞（別表４）

職 種	評価項目	職務の具体例
①校長	学校経営	学校教育目標の設定、学校運営組織の整備、学校の施設・設備の管理、学校事務の管理、渉外
	学校教育の管理	教育課程の実施・評価、児童生徒の管理
	教職員人事管理	教職員の人事管理、指導・監督
②教頭	学校管理運営	校長の補佐、学校運営組織の整備、学校の施設・設備の管理、学校事務の管理、渉外
	学校教育の管理	教育課程の実施・評価、児童生徒の指導・管理
	教職員への指導助言	教職員の職務に関する指導助言
③事務長	学校管理運営	校長の補佐、学校運営組織の整備、学校の施設設備の管理、渉外
	学校事務の管理	学校財産・物品の管理、出納関係事務の管理、給与・服務
	教職員への指導助言	教職員の職務に関する指導助言
④教諭・講師	学習指導	指導計画の作成、各教科の指導、道徳・総合的な学習の指導
	学習指導以外の分野	生徒指導、進路指導、部活動指導、特別活動(学級活動、児童会・生徒会活動、委員会活動、クラブ活動、学校行事)
	学校運営	学年経営、学級経営、校務分掌、各種委員会
⑤養護教諭・講師	保健管理	健康診断、健康管理、感染症の予防と対策、環境衛生、救急処置
	保健に関する指導	保健指導、健康相談活動、特別活動(児童会・生徒会活動、委員会活動、学校行事)、生徒指導
	学校運営	保健室経営、校務分掌、学年運営、各種委員会
⑥栄養教諭	食に関する指導	教科・特別活動等における指導、給食指導、学級・教科担任との連携、家庭・地域との連携、調査研究
	給食管理	栄養管理、衛生管理、物資管理、検食
	学校運営	学校行事、校務分掌、各種委員会
⑦実習助手	実験・実習の補助に関する分野	実験・実習に関する指導計画の作成及び業務
	実験・実習の補助以外の分野	生徒理解と指導、進路指導、部活動指導、特別活動（学級活動、生徒会活動、委員会活動、クラブ活動、学校行事）
	学校運営	学年経営、学級経営、校務分掌、各種委員会
⑧寄宿者指導員	生活指導	舎生の生活指導、健康・安全に関する指導
	行事その他	寄宿舎行事、舎生会活動
	学校運営	寄宿舎経営、校務・舎務分掌
⑨学校栄養職員	給食管理	栄養管理、衛生管理、物資管理、検食
	食に関する指導	給食指導、学級・教科担任との連携、家庭・地域との連携、調査研究
	学校運営	学校給食計画への参画、校務分掌、各種委員会
⑩事務職員	総 務	文書・庶務・調査統計・学籍・就学援助・教科書・人事・服務事務・給与・福利厚生に関すること
	財 務	旅費・施設・設備・物品・学校予算・決算・学校徴収金・契約に関すること
	学校運営	企画運営・校内諸規定・監査・検査に関すること、校務分掌、各種委員会、学校行事
⑪学校司書	学校図書館の管理	図書館の管理運営、読書活動の支援
	財務・経理	施設・設備等の維持管理、図書の購入計画
	学校運営	学校行事、校務分掌、各種委員会
①～⑪以外の学校スタッフ	技能に関する職務	給食調理、運転業務
	施設の管理	施設・設備等の維持管理、安全面等に対する配慮
	学校運営	学校行事、各種委員会、校務分掌

＜評価要素の着眼点＞（別表５）

評価要素	着 眼 点	着 眼 点 の 内 容
業 績	達 成 度（質） 正 確 性	職務の内容が充実していた。（優れている。） 要求される仕事や指示に対して正確に処理した。
	達 成 度（量） 迅 速 性	一定期間に決められた業務を行った。 仕事の進め方が合理的で手際よく、早く処理した。
	工 夫 ・ 改 善	職務を円滑に遂行するために創意工夫し、効率的又は活性化するように改善した。
能 力	知 識 ・ 技 能	職務を遂行するために必要な知識と相手に理解させる表現力等の技能を有している。
	判 断 力	発生した問題に対して適切な対応ができる。
	分 析 ・ 理 解 力	状況を的確に分析、理解できる。 相手方の意向を把握し、的確に処理できる。
	企 画 ・ 計 画 力	目的を達成するための手段・方法を考え、具体化できる。
	説 明 ・ 調 整 力	自らの意志や考えを相手に説明し、理解・納得させることができる。
	指 導 ・ 統 率 力	目標に向けて全員が努力する体制を確立できる。 児童生徒の育成(後輩の育成)又は適切な助言ができる。
	情 報 収 集・活 用 力	職務を遂行するために必要な知識や課題解決のための情報を幅広く収集し、適切に活用できる。
意 欲	規 律 性	決められたルールや指示をきちんと守ることができる。又は守ろうとする姿勢、言動である。
	責 任 感	自分に課された任務を責任をもって遂行しようとする態度、行動である。職務や役割に対する強い自覚をもち、それが姿勢、言動に現れている。
	積 極 性	改善や自己啓発などに取り組むことによって現状を良くしていこうとする態度、行動である。新しい業務に挑戦する意欲が姿勢、言動に現れている。
	協 調 ・ 協 力 性	組織の一員として周囲を支援し、あるいは連携して成果を上げていこうとする態度、行動である。
	リ ー ダ ー シ ッ プ	リーダー的存在として、他の模範となり周りにやる気を及ぼし、積極的に教育活動を推進しようとする態度、行動である。

＜評価項目と視点、職種別評価要素の必要とされる水準＞（別表6）

【① 校長】

項目	視点	要素	必要とされる水準(例示)
学校経営	学校教育目標の設定、学校運営、組織の整備、学校の施設・設備の管理、学校事務の管理、渉外	業績	○ 学校経営ビジョンに基づき、教職員が一体となって取り組む体制を確立した。 ○ 予算の効果的な執行や学校の適切な安全管理など、円滑な学校運営を行った。 ○ 学校運営に当たって、関係機関や家庭・地域等との連携を適切に行った。 ○ 状況変化を正確・迅速に捉え、適切に判断した。
		能力	○ 時代・社会のニーズや教育課題を踏まえた学校経営ビジョンが設定できる。 ○ 特色ある学校づくりや開かれた学校づくりにおいて、企画・立案及びその実現に向けて、教職員を指導・統率できる。 ○ 管理職として必要な知識や技能を持ち、説明責任を果たしながら学校経営ができる。 ○ 学校事故等に対して、責任感をもって迅速に対応できる。
		意欲	○ 学校の最高責任者として強い自覚の下に、職務に専念することができる。 ○ 特色ある学校づくりや開かれた学校づくりに向け、リーダーシップを発揮して、積極的に取り組むことができる。
学校教育の管理	教育課程の実施・評価、児童生徒の管理	業績	○ 児童生徒の健康及び安全の管理を適切に行った。 ○ 特色ある学校づくりに向け、魅力ある教育課程を編成した。 ○ 教育効果の評価を適切に行い、必要な改善を行うことで学校教育の向上に努めた。 ○ 校内組織を適切に編成し、教職員個々の指導力を生かした組織力の向上がみられた。
		能力	○ 教職員に児童生徒の実態を踏まえ、適切な指導を行わせることができる。 ○ 学習指導要領に基づく教育課程を、地域や学校の実態等を考慮し、適切に編成できる。 ○ 教職員が質の高い教育を児童生徒に提供できるよう、校内研修の推進を図るとともに、教職員に適切な指導・助言ができる。
		意欲	○ 児童生徒の立場を理解し、新たな課題や高い目標に前向きに取り組むことができる。
教職員人事管理	教職員の人事管理、指導・監督	業績	○ 教職員の能力や勤務の状況を的確に把握し、その能力を十分に発揮させるよう、必要な指導・助言及び人材活用を行った。 ○ 教職員の服務管理を適切に行い、規律を確保するとともに、円滑な人間関係を作り、健康で働きやすい職場づくりを行った。 ○ 学校教育課題を踏まえた校内研修を充実させることで、教職員の指導力の向上、士気の高揚がみられた。
		能力	○ 教職員の職務状況、能力、適性等を把握し、人材育成の観点からの的確な指導助言ができる。 ○ 教職員の服務状況を把握し、的確な指導・助言ができる。 ○ 教職員を適正に評価することができる。
		意欲	○ 活力に富む職場環境づくりを目指し、教職員と協調して組織の活性化を図ることができる。

【② 教 頭】

項目	視点	要素	必要とされる水準(例示)
学校管理運営	校長の補佐、学校運営組織の整備、学校の施設・設備の管理、学校事務の管理、渉外	業績	○ 学校経営の方針に基づき、教職員が一体となって取り組む体制ができるよう校長を補佐した。 ○ 学校に対する家庭・地域からの要望を的確に把握し、学校運営に生かすために連絡・調整を適切に行った。 ○ 状況変化を正確・迅速に捉え、校長の判断に基づき、適切に対応した。
		能力	○ 特色ある学校づくりや開かれた学校づくりにおいて、企画・立案及びその実現に向けて、校長を補佐し、教職員を指導・統率できる。 ○ 管理職として必要な知識や技能を持ち、説明責任を果たしながら学校運営ができる。 ○ 学校事故等に対して、校長を補佐し責任感をもって迅速に対応できる。
		意欲	○ 管理職としての責任を自覚し、職務に専念することができる。 ○ 校長を補佐し、特色ある学校づくりに向け、リーダーシップを発揮して、積極的に取り組むことができる。
学校教育の管理	教育課程の実施・評価、児童生徒の指導・管理	業績	○ 課題意識を持って学校教育活動を見直すとともに、校長を補佐し必要な改善を行い、学校教育の向上に努めた。 ○ 教育効果の評価を適切に行い、必要な指導・助言を行うことで、学校教育の向上に努めた。 ○ 校長を補佐し、校内組織を適切に編成し、教職員個々の指導力を発揮させた。
		能力	○ 教職員に児童生徒の実態を踏まえた適切な指導を行わせることができる。 ○ 学習指導要領に基づく教育課程を、地域や学校の実態等を考慮し、適切に編成できる。 ○ 教職員が質の高い教育を児童生徒に提供できるよう、校内研修の推進を図るとともに、教職員に適切な指導・助言ができる。
		意欲	○ 児童生徒の立場を理解し、新たな課題や高い目標に前向きに取り組むことができる。
教職員の指導助言	教職員の職務に関する指導・助言	業績	○ 教職員の能力や職務の状況を的確に把握し、その能力を十分に発揮させるよう、必要な指導・助言を行った。 ○ 教職員の服務管理を適切に行い、規律を確保するとともに、円滑な人間関係を作り、健康で働きやすい職場づくりに努めた。 ○ 学校教育課題を踏まえた校内研修を充実させることで、教職員の指導力の向上、士気の高揚を図った。
		能力	○ 教職員の職務状況、能力、適性等についてよく把握し、人材育成の観点からの的確な指導・助言ができる。 ○ 教職員の服務状況を把握し、校長を補佐し、的確な指導・助言ができる。 ○ 教職員を適正に評価することができる。
		意欲	○ 教職員とコミュニケーションを図り、協調性をもって組織の活性化を図ることができる。

【③ 事務長】

項目	視点	要素	必要とされる水準(例示)
学理運営	校長の補佐、学校運営組織の整備、学校の施設・設備の管理、渉外	業績	○ 学校目標や特色ある学校づくりを踏まえた予算の計画・立案を行うなど、円滑に学校運営を行った。 ○ 分掌した校務や学校運営上の課題に取り組むなど、学校目標の達成に向け、自らの役割を果たした。 ○ 教職員間での相互理解や、必要な情報収集、共有化を図り、学校運営に生かした。
		能力	○ 学校運営上の課題や自らの役割を理解し、分掌した校務について計画的な校務処理ができる。 ○ 校長・教頭や他の教職員、関係機関、地域等と連絡・調整しながら的確に分掌した校務を判断処理することができる。 ○ 教育活動の充実に向けた条件整備や教職員相互間の協力体制の推進を図ることができる。
		意欲	○ 管理職としての責任感を強く自覚し、職務に専念することができる。 ○ 校長・教頭や他の教職員と連携を図り、リーダーシップを発揮して、積極的に職務に取り組むことができる。
学校事務の管理	学校財産・物品の管理、出納関係事務の管理、給与・服務	業績	○ 校長や関係機関等への適切な報告や連絡調整を行いながら、学校事務を円滑に運営・処理した。 ○ 課題意識を持ち、職務遂行に新しい発想や方法を取り入れるなど、効果的に進められるよう工夫や改善をした。 ○ 適宜、適切に説明や指示を行いながら、予算の効率的執行や公金の適正管理、施設の安全管理を行った。
		能力	○ 管理職として必要な専門的知識を活用し、適切に学校事務を運営処理することができる。 ○ 規定の手続きや校長・関係機関の指示を理解し、学校事務を適切に判断処理できる。 ○ 校長や関係機関等に対する報告や説明及び教職員等に対する説明や指示を適切に行うことができる。
		意欲	○ 職務の目的を認識し、新たな課題や高い目標に前向きに取り組むことができる。
教職員の指導助言	教職員の職務に関する指導・助言	業績	○ 校長を補佐し、教職員の服務管理を適切に行い、規律を確保するとともに、職務能率の向上に取り組み、教職員のモラルアップを図った。 ○ 教職員の能力や勤務の状況を把握し、その能力を十分に発揮させるよう、必要な指導・育成を行った。 ○ 研修機会の適切な設定等、教職員の能力伸長に向けた取組を行った。
		能力	○ 教職員の職務状況、能力、適性等についてよく把握し、人材育成の観点から的確な指導・助言ができる。 ○ 教職員の服務状況を把握し、校長を補佐し、的確な指導・助言ができる。 ○ 教職員を適正に評価することができる。
		意欲	○ 校長・教頭や他の教職員とコミュニケーションを図り、協調性をもって組織の活性化を図ることができる。

【④ 教諭・講師】

項目	視点	要素	必要とされる水準(例示)
学習指導	指導計画の作成、各教科の指導、道徳・総合的な学習の時間の指導	業績	○ 児童生徒の実態に応じて指導方法や教材を工夫し、学習への興味・関心を高めた。 ○ 指導計画に基づいて授業を行い、学習指導の目標を達成した。 ○ 指導計画に基づく適切な評価を行った。 ○ 指導の過程で生じた課題や反省に基づいて指導方法や教材の改善をした。
		能力	○ 児童生徒の実態に応じて、わかりやすく指導できる。 ○ 目標に従って指導計画を作成し、計画的な指導ができる。 ○ 児童生徒の発達段階や興味・関心、学習内容の理解の状況を把握することができる。 ○ 教科・科目に関する専門的知識・技能を有している。
		意欲	○ 研究・研修に努め、新しい知識や考え方を取り入れることができる。 ○ 他の教職員と連携・協力しながら学習を進めていくことができる。 ○ 児童生徒の学習意欲や理解度を高めるために、指導方法や評価の工夫に取り組むことができる。
学習指導以外の分野	生徒指導、進路指導、部活動指導、特別活動(学級活動、児童会・生徒会活動、委員会活動、クラブ活動、学校行事)	業績	○ 児童生徒の個性を伸ばし、自主性や実践的な態度を育成した。 ○ 活動内容や指導方法を工夫し、児童生徒の能力や特性を発揮させた。 ○ 児童生徒の特性を理解した適切な指導を行い、児童生徒との信頼関係を構築した。
		能力	○ 生徒指導や進路指導に関する専門的知識・技能を有し、適切な指導ができる。 ○ 児童生徒の特性を考慮し、発達段階に応じた指導計画を作成できる。 ○ 児童生徒との面談や家庭、他の教職員との連携を通じて、児童生徒理解ができる。 ○ 児童生徒の状況や指導方針等について保護者に適切に説明できる。
		意欲	○ 困難な状況にも熱意をもって指導に取り組むことができる。 ○ 児童生徒理解のために面談等を通じて積極的に情報を収集することができる。 ○ 指導に当たって、他の教職員や家庭との連携・協力を十分に行うことができる。 ○ 新しい知識や考え方を取り入れるため研究研修に努め、実践に生かすことができる。
学校運営	学年経営、学級経営、校務分掌、各種委員会	業績	○ 校務を手順よく効率的に遂行し、学校運営における自らの役割を果たした。 ○ 多様な校務にも正確で安定した対応をした。 ○ 新たな課題や緊急な事態に的確な対応をした。
		能力	○ 分掌した校務の内容を理解し、その事務処理等を円滑に行うことができる。 ○ 学校運営上の課題や自分が果たすべき役割が理解できる。 ○ ホームルーム(学級)経営等で、学校の教育目標や児童生徒の実態を踏まえた行事等の企画・立案及びその実現に向けて取り組むことができる。 ○ 家庭、地域、関係機関等と必要な連絡調整を行いながら、校務を処理できる。
		意欲	○ 組織の一員としての自覚があり、与えられた職務に責任をもち遂行することができる。 ○ 新しい企画や改善策を示すなど、分掌した校務に積極的に参画することができる。 ○ 校務分掌上の課題に対し、他の教職員とよく連携して解決に取り組むことができる。

【⑤ 養護教諭・講師】

項目	視点	要素	必要とされる水準(例示)
保健管理	健康診断、健康管理、感染症の予防と対策、環境衛生、救急処置	業績	○ 児童生徒の健康づくりを推進した。 ○ 児童生徒の健康課題を把握検討するため、協力体制を整え適切に対応した。 ○ 担任や家庭、学校医・学校歯科医・薬剤師、関係機関と連携を迅速に行った。
		能力	○ 児童生徒の実態に応じて、環境整備や衛生管理を行うための助言や提案ができる。 ○ 専門的な知識・技能を活用し、児童生徒の健康や安全の課題に対して適切な対応ができる。 ○ 児童生徒の健康状態の把握や情報収集に基づいて、担任等と連携し協力体制を確立できる。
		意欲	○ 研究・研修に努め、新しい知識や考え方を取り入れることができる。 ○ 他の教職員と連携・協力しながら職務を遂行することができる。
保健に関する指導	保健指導、健康相談活動、特別活動(児童会・生徒会活動、委員会活動、学校行事)、生徒指導	業績	○ 健康課題について必要な対応を行い、保健指導や安全指導の目標を達成した。 ○ 児童生徒の発達段階に応じた適切な指導を行い、児童生徒をよく掌握し、信頼関係を構築した。 ○ 担任や学年等へ必要な情報提供を迅速に行った。
		能力	○ 保健指導等に関する専門的知識・技能を有している。 ○ 児童生徒の特性を考慮に入れ、発達段階に応じた指導ができる。 ○ 児童生徒との面談や家庭、他の教職員との連携を通じて児童生徒理解ができる。 ○ 児童生徒の健康状況を把握し、適切な指導方法等を教職員や保護者に提示できる。
		意欲	○ 困難な状況にも熱意をもって指導に取り組んでいる。 ○ 他の教職員や家庭と十分に連携協力して、積極的に保健指導を推進することができる。 ○ 新しい知識や考え方を取り入れるため研究研修に努め、実践に生かすことができる。
学校運営	保健室経営、校務分掌、学年運営、各種委員会	業績	○ 保健室経営及び校務を手順よく効率的に遂行し、学校運営における自らの役割を果たした。 ○ 校務を円滑に遂行するために工夫や改善をした。 ○ 新たな課題や緊急な事態に的確な対応をした。
		能力	○ 分掌した校務の内容を理解し、その事務処理等を円滑に行うことができる。 ○ 学校運営上の課題や自分が果たすべき役割を理解できる。 ○ 学校教育目標や児童生徒の実態を踏まえた学校保健計画の企画・立案ができる。 ○ 家庭、地域、関係機関等と必要な連絡調整を行いながら校務を処理できる。
		意欲	○ 組織の一員としての自覚があり、与えられた職務を責任をもち遂行することができる。 ○ 新しい企画や改善策を示すなど、分掌した校務に積極的に参画することができる。 ○ 校務分掌上の課題に対し、他の教職員とよく連携して解決に取り組むことができる。

【⑥ 栄養教諭】

項目	視点	要素	必要とされる水準(例示)
食に関する指導	教科・特別活動等における指導、給食指導、学級・教科担任との連携、家庭・地域との連携、調査研究	業績	○ 食に関する情報の収集や、学級・学年等への情報提供などにより、食生活の向上に向けた校内の指導体制を整備した。 ○ 児童生徒の実態に応じて指導方法や教材を工夫し、学習への興味・関心を高めた。 ○ 食に関する指導に係る全体計画の作成に中心的に関わり、幅の広い系統的な指導ができた。
		能力	○ 学級・教科担任が行う食に関する指導内容等について、適切な指導・助言を加えて指導方法や内容の改善に努めることができる。 ○ 児童生徒の発達段階や興味・関心、学習内容の理解の状況を把握することができる。 ○ 学校における食育の要として、家庭や地域での取組の推進など、食育全体をコーディネートできる。
		意欲	○ 研究・研修に努め、食に関する新しい知識や考え方を取り入れることができる。 ○ 他の教職員と連携・協力しながら指導することができる。 ○ 児童生徒の学習意欲や理解度を高めるために、指導方法の工夫に取り組むことができる。
給食管理	栄養管理、衛生管理、物資管理、検食	業績	○ 学校給食の食事状況を把握し、適切な給食管理を行い、児童生徒の栄養の改善等、健康作りを推進した。 ○ 学校給食衛生管理の基準に基づいて、衛生管理に関する点検や記録を行い、適切な給食の運営をした。 ○ 給食管理に適切でない事態の早期発見・早期対応に向けて、校内の協力体制を整備した。
		能力	○ 専門的知識技能を活用し、給食に関する運営を適切に行うことができる。 ○ 児童生徒の食生活や個別事情の把握に努め、児童生徒の実態に即した栄養の改善や適切な献立計画を作成できる。 ○ 児童生徒が楽しく食事ができるような環境整備や給食管理ができる。
		意欲	○ 積極的に食に関する情報を収集し、献立の工夫を行うなど、児童生徒の食生活の改善を意欲的に行うことができる。 ○ 職務の目的を認識し、課題意識をもって前向きに取り組むことができる。
学校運営	学校行事、校務分掌、各種委員会	業績	○ 校務を手順良く効率的に遂行し、学校運営における自らの役割を果たした。 ○ 校務を円滑に遂行するために工夫や改善をした。 ○ 新たな課題や緊急な事態に的確な対応をした。
		能力	○ 分掌した校務の役割を理解し、事務処理等に関して基礎的な知識がある。 ○ 学校運営上の課題や自分が果たすべき役割が理解できる。 ○ 家庭、地域、関係機関等と必要な連絡調整を行いながら、校務を処理できる。
		意欲	○ 組織の一員としての自覚があり、与えられた職務を責任をもち遂行している。 ○ 新しい企画や改善策を示すなど、分掌した校務に積極的に参画している。 ○ 校務分掌上の課題に対し、他の教職員とよく連携して解決に取り組んでいる。

【⑦ 実習助手】

項目	視点	要素	必要とされる水準(例示)
実験・実習の補助に関する分野	実験・実習に関する指導計画の作成及び業務	業績	○ 実習等で使用する備品等の整備・管理及び実習室等の環境整備を行った。 ○ 指導計画に基づいて、教諭と連携しながら実習等の指導及び補助を適切に行った。 ○ 教諭と連携しながら指導方法の工夫や改善を行い、学習への興味・関心を高めた。
		能力	○ 実習等に関する専門的知識・技能を有している。 ○ 実習等の指導計画の作成及び補助を適切に行うことができる。 ○ 生徒の実態や興味・関心に応じた指導方法の工夫や改善を行うことができる。
		意欲	○ 実験・実習について、他の教職員の職務を助け、連携・協力しながら進めていくことができる。
実験・実習の補助以外の分野	生徒指導、進路指導、部活動指導、特別活動(学級活動、生徒会活動、委員会活動、クラブ活動、学校行事)	業績	○ 計画的な指導により、生徒の個性を伸ばし、自主性や実践的な態度を育成した。 ○ 活動内容や指導方法を工夫し、生徒の能力や特性を発揮させた。 ○ 生徒をよく把握し、個々の特性を理解した適切な指導を行い、信頼関係を構築した。
		能力	○ 生徒を深く理解し、信頼関係を築くことができる。 ○ 生徒理解のために、指導に関して必要な状況把握や情報収集を行い、実験・実習等に関する指導方法の工夫・改善に努めることができる。
		意欲	○ 関係機関や家庭、地域等と連携して、部活動指導を計画的に行うことができる。
学校運営	学年経営、学級経営、校務分掌、各種委員会	業績	○ 分掌した校務や学校運営上の課題を、管理職や他の教職員との連携を図りながら適切に処理した。 ○ 新たな課題や緊急な事態に的確な対応をした。 ○ 教職員間での相互理解や、必要な情報収集、共有化を図り、学校・学年行事の企画運営に生かした。
		能力	○ 分掌した校務の役割を理解し、事務処理等に関して基礎的な知識がある。 ○ 学校運営上の課題や自分が果たすべき役割を理解できる。 ○ 学校教育目標や生徒の実態を踏まえた企画・立案ができる。 ○ 家庭、地域、関係機関等と必要な連絡調整を行いながら校務を処理できる。
		意欲	○ 組織の一員としての自覚があり、与えられた職務に責任をもち遂行することができる。 ○ 新しい企画や改善策を示すなど、分掌した校務に積極的に参画することができる。 ○ 校務分掌上の課題に対し、他の教職員とよく連携して解決に取り組むことができる。

【⑧ 寄宿舎指導員】

項目	視点	要素	必要とされる水準(例示)
生活指導	舎生の生活指導、健康・安全に関する指導	業績	○ 児童生徒の健康や障害の状態に即して指導を行い、個々の指導目標の達成に向け、自らの役割を果たした。 ○ 指導結果の反省を踏まえ、指導内容や指導方法を改善した。 ○ 指導計画の実施に当たり、学級担任や家庭との連携を図り、共通理解を得た。
		能力	○ 児童生徒の健康や障害の状態、能力や適性等に応じた指導を適切に行うことができる。 ○ 児童生徒の発達段階や障害の状態等に応じた指導・援助を適切に行うことができる。 ○ 児童生徒の指導に当たって、家庭との連携・協力を図りながら適切に対応することができる。
		意欲	○ 行事等を実施する中で、地域の特性を生かすなどの創意工夫ができる。 ○ 児童生徒の生活指導に当たって、学級担任や家庭との連携に努めることができる。
行事・その他	寄宿舎行事、舎生会活動	業績	○ 児童生徒の健康や障害の状態、発達段階に応じて舎生会活動や寄宿舎行事の指導を行い、個々の指導目標の達成に向け、自らの役割を果たした。 ○ 事前調査や事前指導を実施して事故の防止を図り、安全確保を推進した。
		能力	○ 児童生徒理解に努め、障害の状態や発達段階に応じた寄宿舎行事等を企画・立案ができる。 ○ 家庭、地域、関係機関等と必要な連絡調整を行いながら行事等の適切な進行政管理ができる。
		意欲	○ 担当する職務の目的を認識し、課題意識を持って前向きに取り組むことができる。
学校運営	寄宿舎経営、校務・舎務分掌	業績	○ 寄宿舎運営上の課題の解決に取り組んだり、改善案を提案、実施することなどにより、良好な寄宿舎環境を確保した。 ○ 広報活動や保護者会等を通じて、家庭や地域の理解や協力を得た。 ○ 分掌した校務・舎務に取り組むなど、学校目標の達成に向け、自らの役割を果たした。
		能力	○ 学校目標や児童生徒の実態を踏まえて、寄宿舎経営及び児童生徒への援助計画を作成できる。 ○ 保護者等に対して、柔軟な姿勢で対応・折衝に努め、円滑な寄宿舎運営ができる。 ○ 分掌した校務・舎務の処理に際し、管理職や他の教職員と連携を取り、適切に校務・舎務処理ができる。
		意欲	○ 組織の一員としての自覚を持ち、職務の円滑な遂行のため、管理職や他の教職員との意思疎通を図り、連携・協力することができる。

【⑨ 学校栄養職員】

項目	視点	要素	必要とされる水準(例示)
給食管理	栄養管理、衛生管理、物資管理、給食	業績	○ 学校給食の食事状況を把握し、適切な給食管理を行い、児童生徒の栄養の改善等、健康作りを推進した。 ○ 学校給食衛生管理の基準に基づいて、衛生管理に関する点検や記録を行い、適切な給食の運営をした。 ○ 給食管理に適切でない事態の早期発見・早期対応に向けて、校内の協力体制を整備した。
		能力	○ 専門的知識技能を十分活用し、給食に関する運営を適切に行うことができる。 ○ 児童生徒の食生活や個別事情の把握に努め、児童生徒の実態に即した栄養の改善や適切な献立計画を作成できる。 ○ 児童生徒が楽しく食事ができるような環境整備や給食管理ができる。
		意欲	○ 積極的に食に関する情報を収集し、献立の工夫を行うなど児童生徒の食生活の改善を意欲的に行うことができる。 ○ 職務の目的を認識し、課題意識をもって前向きに取り組むことができる。
食に関する指導	給食指導、学級・教科担任との連携、家庭・地域との連携、調査研究	業績	○ 食に関する情報の収集や、学級・学年等への情報提供などにより、食生活の向上に向けた校内の指導体制を整備した。 ○ 児童生徒の食生活に対する意識の向上や望ましい食習慣の獲得に向けた取組により、児童生徒の食生活の向上を推進した。 ○ 学校給食の食事状況を把握し、適切な食の指導に向けた校内の協力体制を整備した。
		能力	○ 児童生徒の発達段階や実態に応じた食の指導等の企画・立案において専門的立場から参画できる。 ○ 健康的な食生活の習慣が形成されるよう、食についての課題を把握した上で指導ができる。 ○ 児童生徒の食に関する自己管理能力を育成する指導や、食生活の形成に関する家庭の教育力を活性化する指導ができる。
		意欲	○ 研究・研修に努め、食に関する新しい知識や考え方を取り入れ、学校給食の食事状況を把握することができる。 ○ 他の教職員と連携・協力しながら指導を進めていくことができる。
学校運営	学校給食計画への参画、校務分掌、各種委員会	業績	○ 分掌した校務や学校運営上の課題に取り組むなど、学校目標の達成に向け、自らの役割を果たした。 ○ 学校給食に関する必要な情報を収集し、教職員間で共有化を図り、家庭や地域との連携を行った。
		能力	○ 学校給食の年間計画等を作成し、適切な進行管理ができる。 ○ 管理職や他の教職員との連絡をとりながら企画・計画を行い、的確に校務を処理できる。 ○ 学校目標や児童生徒の実態を踏まえた学校給食計画の作成において、中心的な役割を果たすことができる。
		意欲	○ 新しい企画や改善策を示すなど、分掌した校務に積極的に参画することができる。 ○ 学校給食の安全と食事内容の向上を期し、日常の点検を意欲的に行うことができる。

【⑩ 事務職員】

項目	視点	要素	必要とされる水準(例示)
総務	文書・庶務・調査統計・学籍・就学援助・教科書・人事・服務事務・給与・福利厚生に関すること	業績	○ 積極的な情報収集や提供を行い、管理職や他の教職員、関係機関、保護者、地域等と連絡調整しながら、学校事務を円滑に運営・処理した。 ○ 課題意識を持ち、職務が効果的に遂行できるよう工夫や改善をした。 ○ 文書管理・学務・人事・給与・福利厚生事務等を適切に処理し、円滑に学校事務を行った。
		能力	○ 学校事務及び学校運営に関する専門的知識を活用し、適切に学校事務を運営・処理することができる。 ○ 教育環境の整備や円滑な学校運営・学校事務の遂行のため、校長(事務長)等に適切な提案や助言ができる。
		意欲	○ 組織の一員としての自覚を持ち、管理職や他の教職員と連携して円滑に職務を遂行することができる。 ○ 自己啓発や研究・研修に努め、課題解決に意欲的に取り組むことができる。
財務	旅費・施設・設備・物品・学校予算・決算・学校徴収金・契約に関すること	業績	○ 積極的な情報収集や提供を行い、管理職や他の教職員、関係機関、保護者、地域等と連絡調整しながら、学校事務を円滑に運営・処理した。 ○ 課題意識を持ち、職務が効果的に遂行できるよう工夫や改善をした。 ○ 管財・経理において、予算の立案・計画的な執行、施設・設備・備品の適切な維持管理等を適切に処理した。
		能力	○ 学校事務及び学校運営に関する専門的知識を活用し、適切に学校事務を運営・処理することができる。 ○ 教育環境の整備や円滑な学校運営・学校事務の遂行のため、校長(事務長)等に適切な提案や助言ができる。
		意欲	○ 状況の変化に直面しても、担当する職務を最後までやり遂げようと努力することができる。 ○ 組織の一員としての自覚を持ち、管理職や他の教職員と連携して円滑に職務を遂行することができる。 ○ 自己啓発や研究・研修に努め、課題解決に意欲的に取り組むことができる。
学校運営	企画運営・校内諸規定・監査・検査に関すること、校務分掌、各種委員会、学校行事	業績	○ 分掌した校務や学校運営上の課題に取り組むなど学校目標の達成に向け、自らの役割を果たした。 ○ 積極的な情報収集や提供を行い、管理職や他の教職員、関係機関、保護者、地域等と連絡調整しながら、分掌した校務を円滑に処理した。 ○ 新たな課題や緊急な事態にも迅速かつ的確に対応した。
		能力	○ 分掌した校務の内容を理解し、その事務処理等を円滑に行うことができる。 ○ 学校運営上の課題や自分が果たすべき役割を理解できる。
		意欲	○ 組織の一員としての自覚があり、与えられた職務を責任をもち遂行することができる。 ○ 自己啓発や研究・研修に努め、課題解決に意欲的に取り組むことができる。 ○ 校務分掌上の課題に対して、他の教職員とよく協力して積極的に解決に取り組むことができる。

【⑪ 学校司書】

項目	視点	要素	必要とされる水準(例示)
学校図書館の管理	図書館の管理運営、読書活動の支援	業績	○ 管理職や司書教諭など他の教職員と連携を図りながら、学校図書館の円滑な管理運営をした。 ○ 課題意識を持ち、職務遂行に新しい発想や方法を取り入れるなど、学校図書館の活性化に向けて工夫や改善をした。 ○ 学校の方針や生徒の興味・関心を的確に把握し、生徒の読書活動につながる支援や指導をした。
		能力	○ 学校の方針等を理解し、学校の実態に応じた図書館運営ができる。 ○ 職務を進める上で必要な基礎的、専門的な知識を活用し、適切に情報提供や利用案内ができる。 ○ 学校図書館の整備や円滑な運営のため、管理職や他の教職員と連携して、適切な事務の処理・連絡ができる。
		意欲	○ 学校図書館の活性化に向けて、積極的に取り組むことができる。 ○ 困難な課題や状況の変化に直面しても、担当する職務を最後までやり遂げようと努力することができる。
財務・経理	施設・設備等の維持管理、図書の購入計画	業績	○ 積極的な情報収集や提供を行い、管理職や他の教職員と連絡調整しながら、図書館事務を円滑に運営・処理した。 ○ 課題意識を持ち、職務が効果的に遂行できるよう工夫し、改善した。 ○ 予算の立案・効果的な執行、施設・設備の安全管理等を適切に処理するなど、円滑に学校事務を行った。
		能力	○ 学校事務及び学校運営に関する専門的知識を活用し、適切に学校事務を運営・処理できる。 ○ 図書館の整備や円滑な運営及び図書館事務の遂行のため、校長(事務長)等に適切な提案や助言ができる。
		意欲	○ 職務の目的を認識し、課題意識を持って取り組むことができる。 ○ 組織の一員としての自覚を持ち、管理職や他の教職員と連携して円滑に職務を遂行することができる。
学校運営	学校行事、校務分掌、各種委員会	業績	○ 学校目標や特色ある学校づくりを踏まえた学校図書館運営の計画・立案を行うなど、職に求められる役割を果たした。 ○ 分掌した校務や学校運営上の課題に取り組むなど、学校目標の達成に向け、自らの役割を果たした。 ○ 必要な情報を収集し、教職員間で共有化を図り相互理解を促進した。
		能力	○ 学校運営上の課題や自らの役割を理解し、分掌した校務について適切に処理できる。 ○ 管理職や他の教職員と連絡調整しながら的確に校務を処理できる。 ○ 教育活動の充実に向けた条件整備や教職員相互間の協力体制の推進を図ることができる。
		意欲	○ 担当する職務を最後までやり遂げようと努力している。 ○ 組織の一員としての自覚を持ち、仕事の円滑な遂行のため、管理職や他の教職員と連携を図りながら職務を遂行することができる。 ○ 職務の目的を認識し、課題意識を持って取り組むことができる。

【①～⑪以外の学校スタッフ】

項目	視点	要素	必要とされる水準(例示)
技能に関する職務	給食調理、 運転業務	業績	○ 定められた手続きや管理職の指示に基づき、期限内に正確に職務を遂行した。 ○ 新しい発想や方法を取り入れるなど、職務を効果的に進められるよう工夫や改善をした。 ○ 職務の目的を認識し、周囲と協力しながら円滑に業務を遂行した。
		能力	○ 職務を進める上で必要な知識・技能を持ち、仕事に活用できる。 ○ 職務の内容や管理職の指示を理解し、仕事を適切に処理することができる。 ○ 安全面や衛生面等に対する配慮ができる。
		意欲	○ 組織の一員としての自覚を持ち、仕事の円滑な遂行のため、管理職や他の教職員と連携を図りながら職務を遂行することができる。 ○ 状況の変化に直面しても、担当する職務を最後までやり遂げようと努力することができる。
施設の管理	施設・設備等の維持管理、安全面等に対する配慮	業績	○ 施設の整備、維持管理において、安全性や効率性の観点から工夫改善をした。 ○ 職務の目的を認識し、教職員間での相互理解や、必要な情報収集、共有化を図り、周囲と協力しながら円滑に業務を遂行した。
		能力	○ 学校運営上の課題や自らの役割を理解し、施設・設備の整備、維持管理を適切に処理できる。 ○ 管理職や他の教職員に対する報告・説明・相談が適切にできる。 ○ 防火・防災等の安全管理を確実に遂行できる。
		意欲	○ 組織の一員としての自覚を持ち、仕事の円滑な遂行のため、管理職や他の教職員と連携を図りながら職務を遂行することができる。 ○ 職務の目的を認識し、課題意識を持って取り組むことができる。
学校運営	学校行事、各種委員会、校務分掌	業績	○ 分掌した校務の遂行に当たって、安全性や効率性の観点から工夫改善をした。 ○ 分掌した校務や学校運営上の課題に取り組むなど、学校目標の達成に向け、自らの役割を果たした。 ○ 必要な情報を収集し、教職員間で共有化を図り、相互理解を促進した。
		能力	○ 学校運営上の課題や自らの役割を理解し、校務分掌を適切に処理できる。 ○ 分掌した校務の遂行に当たって、管理職や他の教職員に対する報告・説明・相談が適切にできる。
		意欲	○ 担当する職務を最後までやり遂げようと努力することができる。 ○ 組織の一員としての自覚をもち、仕事の円滑な遂行のため、管理職や他の教職員と連携を図りながら職務を遂行することができる。 ○ 職務の目的を認識し、課題意識を持って取り組むことができる。

IV 評価者の責務と留意事項

1 情報の収集

(1) 情報収集

適正な評価を行うには、評価者（校長・教頭等）は、様々な機会を捉えて評価のための情報を得る必要があります。児童生徒、保護者、各校務分掌の主任や教職員などの声を、幅広く取り入れることが大切です。

(2) 記録

また、評価者は、日頃の勤務状況の観察結果を各自工夫して、授業観察の記録簿、職務観察・指導記録簿（別表7～9）などに記録し、その所属教職員に関わる情報やデータを収集、整理し、その評価に至った情報等の記録を残すことが必要です。また、教職員の考え方や職務への取組姿勢を理解した上で、評価を行うことが重要です。

2 評価基準の確認

主観ではなく基準

絶対評価においては、評価者（校長・教頭等）は予め「職務を遂行する上で通常必要な水準」や「評価基準」について共通理解しておくことが必要です。評価者は、主観により異なった評価になる危険性があることを理解し、適正な評価を行うよう心がけることが重要です。

なお、自己申告評価シートにおいて極めて容易に達成できる目標を設定した場合は、達成しても高い評価となるとは限らないことを、あらかじめ面談で確認しておく必要があります。

評価者が被評価者を過大評価したり、事実に基づかない評価をすることは、評価者に対する不信感を生み、教職員の能力の向上、発展を妨げることにもなりかねません。

3 教職員の育成

(1) 育成指導

人間の能力は、日々の教育実践を通じて高まっていくものです。教職員一人一人の優れたところを把握し、意欲を引き出し、育成することは、評価者（校長・教頭等）の責務となります。校長のリーダーシップによる職場環境づくりが、教職員の能力の向上に大きな役割を果たします。

評価者は、教職員を育成指導して、仕事の上でその能力を発揮させ、自己の業務を遂行させる責任を負っています。このため評価者は、教職員の長所や短所を単に「知る」だけでなく、長所はさらに伸ばし、短所はそれを改善していくことを念頭に、日頃から指導する必要があります。

(2) フィードバック

評価者は、高い評価を与えた教職員については、その状態を将来とも維持できるように、一方、低い評価を与えた教職員については、今後もっと良い結果を得られるように、職務への取組等について指導・助言に努める必要があります。

また、教職員の育成に当たっては、被評価者の希望も踏まえ、評価者と被評価者が十分なコミュニケーションを通じて、共通の認識を持つように努める必要があります。そのためには、評価結果を本人にフィードバックすることが重要です。

4 その他・厳守事項

評価者の姿勢や態度いかんによっては、教職員の不信感やモラルの低下を招くことになります。評価においては、次のことを厳守する必要があります。

- ① 厳正な態度を堅持し、自己の信念に基づいて評価すること。
- ② 評価項目と関係のない事項(家庭事情、個人的事情等)を考慮に入れないこと。
- ③ 被評価者に対する好き嫌い、同情、偏見、恚意、その他の私情によって左右されることなく評価すること。
- ④ 単なるうわさや想像・推測に依拠せず、日常の観察及び面談・指導等によって得た事実やその他の資料に基づいて評価すること。
- ⑤ 過去の実績にとらわれることなく、評価対象期間内の職務遂行の状況や結果により、評価を行うこと。
- ⑥ 被評価者の経歴、性別、信条などは考慮せず、評価を行うこと。
- ⑦ 評価のブレを防ぐために、評価事務はなるべく集中的に処理すること。
- ⑧ 直近の事象ばかりにとらわれず、評価対象の全期間に観察した事象を基に評価すること。
- ⑨ 評価者は無意識のうちにあるいは意識的に次のような傾向に陥ることが多いので、これらを極力避けるように留意することが必要。

区 分	概 要	対 策
寛大化傾向	○ 教職員に対する人情、信頼感、観察不十分などから、被評価者に対する評価を実際よりも上位のレベルに評定する(甘く評定する)傾向。	○ 具体的な根拠を掲げて、評価する。 ○ 物事を客観的に判別する「勇氣」を養う。 ○ 公私の別をわきまえる。
中心化傾向	○ 評価項目の個々の差がわからず、全て「普通」と評価してしまう傾向。評定結果が標準レベル(中心)へ集中し、優劣の差があまり出ない傾向。	○ 良い点、改善点を具体的に記述してみる。 ○ 標準レベル(中心)を細分化して評価する。
ハロー効果	○ ハロー(halo)とは、後光とか光背(仏像の光背)のことで、被評価者が特に優れている、又は劣っている特性がある時、評価者がその特性に惑わされて、他の特性もこれらと同様に優れている又は劣っていると評価してしまう傾向。	○ 被評価者に対する感情や先入観を極力排除して評価に臨む。 ○ 各要素ごとに具体的な事実に基づいて評価する。 ○ 評価する人の順をランダムにする。
論理的誤差	○ 評価者が論理的に考えて相関関係がありそうに見える項目に、同一あるいは類似の評価をする傾向。 例えば、「責任感」が優れていれば、「仕事の正確さ」も優れているはずだと即断してしまう傾向。	○ 評価要素ごとに「着眼点」に留意して、何を評価するのかの区別を明確に理解してから評価する。 ○ 時間をずらして評価する。
対 比 誤 差	○ 評価者が自分を中心に考え、評価対象者を自分と対比して評価してしまう傾向。 例えば、「積極性」が高い評価者は、普通程度の教職員でも「積極性」が欠けていると評定してしまう傾向。	○ 自分自身のものさしに固執しない。 ○ 被評価者の自己評価との差を検証する。 ○ 自分の好みに注意する。
期 末 誤 差	○ 評価シートを作成する時期に近い頃の出来事が印象に残り、評価期間全体を通した評価にならない傾向。	○ 職務観察記録をとる。

<授業観察の記録簿の参考例 1> (別表 7)

授 業 観 察 記 録 表				
平成 年 月 日 曜日			校 時	
授 業 者				
年 組		教科		単 元

	観 点	備 考
導 入	児童生徒の実態に即した指導計画の作成	

	ていねいでわかりやすい指示や説明	
展 開	児童生徒の実態把握	

	教材・教具の工夫	

	学習形態の工夫	

	児童生徒の到達度や理解度への配慮	
機 間 指 導	机間指導や個別指導の実施	

	的確な発問	

	整理されわかりやすい板書	
ま と め	専門的知識や技能の活用	

	児童生徒相互、教職員(複数授業の場合)の人間関係	

ま と め	児童生徒の授業への集中度	

	児童生徒の学習意欲の高まり	
指 導 目 標	指導目標の達成	

その他		

<職務観察・指導記録簿の参考例> (別表 8)

	職	氏名
--	---	----

分掌	部活動	担当学年・教科等	年齢	所属年数
----	-----	----------	----	------

観察内容	指導・助言等	項目	要素	評価

< 授業観察の記録簿の参考例 2 > (別表 9)

【 授 業 観 察 記 録 表 】

氏名 ()

項 目	要 素	月 日 評価内容 教科	月 日	月 日	月 日	月 日	特記事項
業 績	①指導計画に基づく授業の実施状況						
	②指導方法や教材の工夫・改善への取組状況						
	③児童生徒の基礎的・基本的な事項の理解状況						
	④授業のねらいの達成状況						
	⑤児童生徒の学習意欲等の変容						
	⑥集中の度合い						
	⑦表情・興味・関心						
	⑧学習意欲の高まり						
	⑨発言・発表						
	⑩教育目標の達成状況						
	①児童生徒の実態把握						
	②発達段階や意欲の状況把握						
	③個に応じた指導						
	④児童生徒への配慮						
	⑤ねらいや実態に即した指導計画の作成						
	⑥学習形態の工夫(グループ学習、個別学習等)						
	⑦個別指導計画の活用						
	⑧専門的知識・技能の保有・活用						
	⑨明確な発問・指示・説明						
	⑩板書・掲示物の工夫(見やすさ、理解のしやすさ)						
学 習 指 導 能 力	⑪教材・教具の活用						
	⑫指導上の課題把握とその解決						
	①児童生徒の学習状況等の把握						
	②発問の工夫(理解のしやすさ、的確さ)						
	③指導上の課題解決に向けた工夫						
	④研修意欲及びその成果の活用						
意 欲	⑤新しい教材や指導方法の創意・工夫						
	⑥家庭・地域と連携した指導の工夫						

V 説明責任について

評価者は、自分が評価したことについては責任を持たなければなりません。

新たな教職員評価システムでは、評価の信頼性や客観性を確保し、教職員の資質能力や意欲の向上を図るため、評価結果を被評価者にフィードバックします。その際、評価者は、評価結果について説明できることが必要であり、教職員の能力向上、人材育成の観点から指導・助言を行ってください。

フィードバックに伴い、評価者の評価と被評価者の自己評価に差が生じる場合があります。そのような場合、両者で十分に話し合い、解決していくことが大切です。

また、評価者は、教育委員会教育長及び人事関係者から評価結果について事情の説明を求められた場合にも、きちんと説明できることが必要です。

1 評価結果の開示（必須）

本制度では、次の期間を開示期間として、内容を開示することが必要となります。校長は、本人に評価内容を開示し、説明をしてください。

【 開示期間：3月1日～3月14日 土曜・日曜・休日を除く 】

なお、所管教育長による相対評価については、教職員の処遇面に適切に反映させることを主要な目的とすることに鑑み、本制度上開示しない情報とすることが適当と考えますので、開示しません。

※ 奈良県個人情報保護条例 第14条第4号〔個人情報の開示義務〕

第十四条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

四 個人の評価、診断、選考、指導、相談等に関する情報であって、開示することにより、当該評価、診断、選考、指導、相談等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

2 開示面談の方法

第一次評価者及び第二次評価者は、絶対評価に対して説明責任を果たすことが求められます。そのために、日常より職務観察記録や授業記録、面談記録等をこまめに行い、評価に至った経緯を説明できるようしておく必要があります。根拠のない説明には、被評価者に不信感が生まれてしまいます。

評価者と被評価者以外の第三者に、その評価結果が漏れることのないように、開示場所を設定してください。他に声が届かないよう、校長室などのドアを閉めて開示する必要があります。自己申告評価シートと総合評価シートは、学校にコピーを残すことになっていますので、それを本人にのみ閲覧させ、説明をしてください。

3 自己申告評価シート・総合評価シートの保管について

- ① セキュリティに十分配慮し、パスワード設定するなど他人の目に触れることのないように留意すること。共有できないUSB等の電子媒体を使用すること。
- ② 教育委員会には、紙媒体と電子媒体で提出し、学校にはコピーを残すこと。
- ③ 自己申告評価シート・総合評価シートのコピーは学校に5年間保管すること。

Ⅵ 苦情申出について

1 苦情対応について

人事評価の公平・公正性、客観性、透明性、納得性を確保するため、苦情の申し出ができる制度。（この制度については、県立学校に勤務する教職員を対象とするものです。市町村立学校に勤務する教職員については、各市町村教育委員会が要領等を定めることとしています。）

(1) 苦情処理の概要

① 県教委教職員課への「苦情相談」

- 苦情対象…人事評価に関すること全般
- 相談手続…教職員又は教職員から委任を受けた職員組合が教職員課に申出
- 相談対応…評価者に再度説明させる、被評価者と評価者及び教職員課の三者による面談の実施等

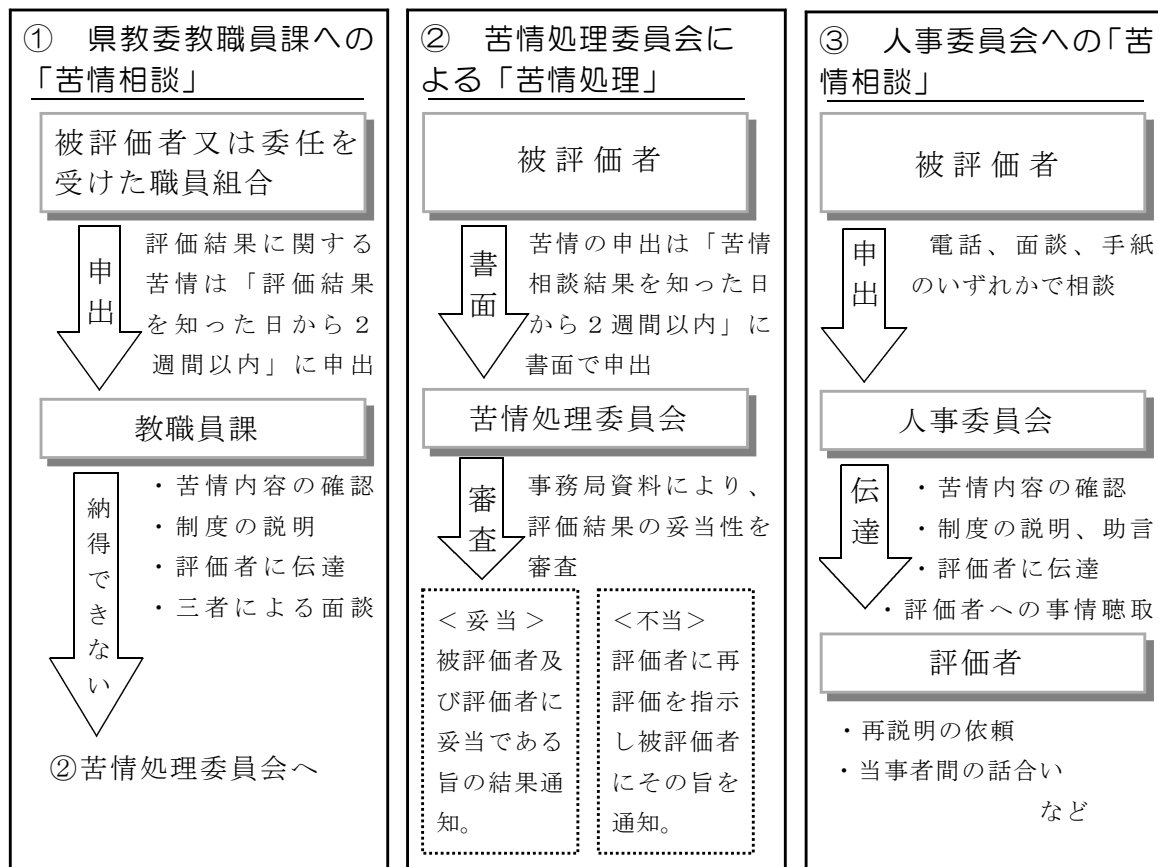
② 苦情処理委員会による「苦情処理」

- 苦情対象…苦情相談で解決されなかった苦情
- 手続…教職員から苦情処理委員会に書面で申出
- 対応…事実関係の確認、委員会で審査、結果の通知、評価の差替え等

③ 人事委員会への「苦情相談」（地方公務員法第8条第1項第9号）

- 苦情対象…給与、勤務時間その他の勤務条件に関する悩み、苦情
- 手続…教職員から人事委員会に電話、面接、手紙で相談
- 対応…人事委員会職員相談員が制度説明、当事者への指導、あっせん（備考）別途、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置要求（地方公務員法第46条）制度がある。

(2) 苦情処理のフロー表



※申出者は職務に専念する義務の免除を申請でき、同席する第三者は年次有給休暇をとる必要があります。

参 考 資 料

- 資料 1 奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則 (1)
- 資料 2 奈良県県費負担教職員の人事評価に関する規則 (2)
- 資料 3 奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する要綱 (3)
- 資料 4 奈良県県費負担教職員の人事評価に関する要綱 (4)

(目的)

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十三条の二第一項の規定に基づき奈良県教育委員会が行う県立の中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員（以下「職員」という。）の人事評価に関し必要な事項を定め、適正な人事行政に資するとともに、職員の能力開発及び意欲醸成並びに学校組織の活性化を図り、もって学校の教育力向上及び人材育成に資することを目的とする。

(対象となる職員の範囲)

第二条 人事評価は、一般職の職員について実施する。ただし、奈良県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める職員については、この限りでない。

(評価期間)

第三条 人事評価の対象となる期間は、教育長が定める。

(評価の種類)

第四条 人事評価は、自己申告評価及び総合評価とする。

(自己申告評価)

第五条 自己申告評価は、教育長の指定する日を基準日として、毎年度定期に実施する。ただし、定期に評価することができない職員については、随時評価を行うことができる。

2 職員は、校長の定める学校経営の方針を踏まえて自ら職務上の目標を設定し、その目標の達成状況等について自己評価した結果を教育長の定める自己申告評価シートに記載するものとする。

3 次条に規定する総合評価を行う者（以下「評価者」という。）は、職員が自己申告評価シートに記載した内容について適切な指導及び助言を行うとともに、教育長が定める評価基準に基づいて評価を行い、その結果を自己申告評価シートに記載するものとする。

4 評価者は、職員に対して、自己申告評価シートを提出させるものとする。

5 評価者は、次の表の上欄に掲げる被評価者の区分に応じ、第一次評価者にあつては中欄に掲げる者と、第二次評価者にあつては下欄に掲げる者とする。

被評価者	第一次評価者	第二次評価者
校長	教職員課長	教育長
教頭及び事務長	所属する学校の校長	教職員課長
教諭、養護教諭、 栄養教諭、実習 助手及び寄宿舎 指導員	所属する学校の教頭	所属する学校の校長
上記以外の職員	所属する学校の事務長	所属する学校の校長

(総合評価)

第六条 総合評価は、教育長の指定する日を基準日として、毎年度一回定期に実施する。

ただし、定期に評価することができない職員については、随時評価を行うことができる。

2 評価者は、職員の職務遂行を通じて挙げた業績（前条第二項の目標の達成状況等を含む。）並びに職務遂行上発揮した能力及び意欲について、教育長の定める評価基準に基づいて評価を行い、その結果を教育長の定める総合評価シートに記載するものとする。

3 再評価は、教育長の定めるところにより、行うことができる。

(評価結果の取扱い)

第七条 人事評価に携わる者は、人事評価において知り得た情報について、関係法令を遵守して、秘密を保持しなければならない。

2 第二次評価者は、職員の評価結果については、教育長の定めるところにより、当該職員に開示するものとする。

(苦情の申出)

第八条 評価結果に苦情がある職員は、教育長が定めるところにより、苦情の申出をすることができる。

(書類等の提出及び保管)

第九条 第二次評価者は、教育長の定めるところにより、教育長に人事評価に関する書類又は電磁的記録(以下「書類等」という。)を提出するものとする。

2 人事評価に関する書類等は、教育長が保管する。

(教育長の指導及び助言)

第十条 教育長は、人事評価の適正な実施を確保するため、評価者に対し必要な指導及び助言を行うものとする。

(その他)

第十一条 この規則に定めるもののほか、人事評価の実施について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

奈良県県費負担教職員の人事評価に関する規則

奈良県教育委員会

(目的)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第四十四条の規定に基づき市町村教育委員会(組合に置かれる教育委員会を含む。以下同じ。)が行う市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(以下「職員」という。)の人事評価に関し必要な事項を定め、適正な人事行政に資するとともに、職員の能力開発及び意欲醸成並びに学校組織の活性化を図り、もって学校の教育力向上及び人材育成に資することを目的とする。

(対象となる職員の範囲)

第二条 人事評価は、一般職の職員について実施する。ただし、奈良県教育委員会教育長(以下「県教育長」という。)が別に定める職員については、この限りでない。

(評価期間)

第三条 人事評価の対象となる期間は、県教育長が定める。

(評価の種類)

第四条 人事評価は、自己申告評価及び総合評価とする。

(自己申告評価)

- 第五条 自己申告評価は、県教育長の指定する日を基準日として、毎年度定期に実施する。ただし、定期に評価することができない職員については、随時評価を行うことができる。
- 2 職員は、校長の定める学校経営の方針を踏まえて自ら職務上の目標を設定し、その目標の達成状況等について自己評価した結果を県教育長の定める自己申告評価シートに記載するものとする。
- 3 次条に規定する総合評価を行う者(以下「評価者」という。)は、職員が自己申告評価シートに記載した内容について適切な指導及び助言を行うとともに、県教育長が定める評価基準に基づいて評価を行い、その結果を自己申告評価シートに記載するものとする。
- 4 評価者は、職員に対して、自己申告評価シートを提出させるものとする。
- 5 評価者は、次の表の上欄に掲げる被評価者の区分に応じ、第一次評価者にあつては中欄に掲げる者と、第二次評価者にあつては下欄に掲げる者とする。

被評価者	第一次評価者	第二次評価者
校長	市町村教育委員会の教育長(以下「市町村教育長」という。)の指定する者	市町村教育長
教頭	所属する学校の校長	市町村教育長の指定する者
主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び事務職員	所属する学校の教頭	所属する学校の校長
学校栄養職員	所属する学校の教頭(被評価者が学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第六条に規定する施設に勤務する学校栄養職員である場合は、市町村教育長の指定する者)	所属する学校の校長(被評価者が学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第六条に規定する施設に勤務する学校栄養職員である場合は、市町村教育長の指定する者)

(総合評価)

- 第六条 総合評価は、県教育長の指定する日を基準日として、毎年度一回定期に実施する。ただし、定期に評価することができない職員については、随時評価を行うことができる。
- 2 評価者は、職員の職務遂行を通じて挙げた業績(前条第二項の目標の達成状況等を含む。)並びに職務遂行上発揮した能力及び意欲について、県教育長の定める評価基準に基づいて評価を行い、その結果を県教育長の定める総合評価シートに記載するものとする。
- 3 再評価は、県教育長の定めるところにより、行うことができる。

(評価結果の取扱い)

第七条 人事評価に携わる者は、人事評価において知り得た情報について、関係法令を

遵守して、秘密を保持しなければならない。

- 2 第二次評価者は、職員の評価結果については、県教育長の定めるところにより、当該職員に開示するものとする。

(苦情の申出)

第八条 評価結果に苦情がある職員は、市町村教育委員会が別に定めるところにより、苦情の申出をすることができる。

(書類等の提出及び保管)

第九条 第二次評価者は、県教育長の定めるところにより、市町村教育長に人事評価に関する書類又は電磁的記録(以下「書類等」という。)を提出するものとする。

- 2 市町村教育長は、人事評価に関する書類等を、県教育長の定めるところにより、県教育長に提出するものとする。

- 3 人事評価に関する書類等は、県教育長が保管する。

(市町村教育長の指導及び助言)

第十条 市町村教育長は、人事評価の適正な実施を確保するため、県教育長の定めるところにより、評価者に対し必要な指導及び助言を行うものとする。

(その他)

第十一条 この規則に定めるもののほか、人事評価の実施について必要な事項は、県教育長が定める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

第 1 趣旨

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則（以下「規則」という。）の実施に関しては、この要綱に定めるところによる。

第 2 対象となる職員の範囲

- 1 規則第 2 条の教育長（以下「教育長」という。）が指定する職員は、次の職員をいう。
 - （1）非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）
 - （2）大学等において長期に研修中の職員
 - （3）休業、休職等により勤務しない期間が長期にわたる職員
 - （4）奈良県教育委員会教育長が公正な評価を実施することが困難であると認める職員

第 3 評価期間

規則第 3 条の教育長が定める人事評価の対象となる期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 4 自己申告評価

- 1 規則第 5 条第 1 項の教育長の指定する基準日は、毎年度 3 月 1 日とする。
- 2 規則第 5 条第 2 項の教育長の定める自己申告評価シートは、別表 1 の左欄に掲げる被評価者の区分に応じ、中欄に掲げる様式とし、同条第 3 項の教育長の定める評価基準は、別表 2 のとおりとする。
- 3 自己申告評価による業績評語は別表 2 のとおりとする。この場合、自己申告評価シート中、評定の合計（以下「自己申告評価評定合計という。）の区分に応じ、別表 3 の右欄に掲げる記号を業績評語とする。

第 5 総合評価

- 1 規則第 6 条第 1 項の教育長の指定する基準日は、毎年度 12 月 31 日とする。
- 2 規則第 6 条第 2 項の教育長の定める総合評価シートは、別表 1 の左欄に掲げる被評価者の区分に応じ、右欄に掲げる様式とし、同項の教育長の定める評価基準は、別表 4 のとおりとする。なお、総合評価シート中、校務貢献欄の左段に、別表 5 の左欄に掲げる業務内容の区分に応じ、中欄に掲げる記号を記載し、校務貢献年数（換算後）欄に、1 に同表の右欄の区分に応じた換算率を乗じた数字を記載するものとする。
- 3 総合評価の全体評語は別表 6 のとおりとする。この場合、総合評価シート中、評定の合計（以下、「総合評価評定合計」という。）の区分に応じ、別表 6 の右欄に掲げる記号を全体評語とする。
- 4 規則第 6 条第 3 項の教育長が定める再評価については、規則第 5 条第 2 項の評価を実施した後の当該年度の年度末までに、教職員の取組により児童・生徒に大きな変容が認められたときなど、教職員の職務遂行状況や成果等が確認でき、評価者がそれを総合評価シートに反映させる必要があると認めたときには、再評価を行うことができるとし、評価者は速やかに、教育長に再評価結果を提出するものとする。

第 6 評価結果の取扱い

規則第 7 条第 2 項の教育長の定める開示については、第二次評価者が複写保存した自己申告評価シート及び総合評価シートを、3 月 1 日から 3 月 14 日（土曜・日曜・休日を除く。）までの間に、本人に開示しなければならない。

第 7 書類等の提出及び保管

規則第 9 条第 1 項の教育長の定める書類等の提出及び保管については、教職員の自己申告評価シートを 1 月 20 日までに、総合評価シートを 3 月 20 日までに、教育長に提出するものとする。

第 1 趣旨

奈良県県費負担教職員の人事評価に関する規則（以下「規則」という。）の実施に関しては、この要綱に定めるところによる。

第 2 対象となる職員の範囲

- 1 規則第 2 条の県教育長（以下「教育長」という。）が指定する職員は、次の職員をいう。
 - （1）非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）
 - （2）大学等において長期に研修中の職員
 - （3）休業、休職等により勤務しない期間が長期にわたる職員
 - （4）奈良県教育委員会教育長が公正な評価を実施することが困難であると認める職員

第 3 評価期間

規則第 3 条の教育長が定める人事評価の対象となる期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 4 自己申告評価

- 1 規則第 5 条第 1 項の県教育長の指定する基準日は、毎年度 3 月 1 日とする。
- 2 規則第 5 条第 2 項の県教育長の定める自己申告評価シートは、別表 1 の左欄に掲げる被評価者の区分に応じ、中欄に掲げる様式とし、同条第 3 項の県教育長の定める評価基準は、別表 2 のとおりとする。
- 3 自己申告評価による業績評語は別表 2 のとおりとする。この場合、自己申告評価シート中、評定の合計（以下「自己申告評価評定合計」という。）の区分に応じ、別表 3 の右欄に掲げる記号を業績評語とする。

第 5 総合評価

- 1 規則第 6 条第 1 項の県教育長の指定する基準日は、毎年度 12 月 31 日とする。
- 2 規則第 6 条第 2 項の県教育長の定める総合評価シートは、別表 1 の左欄に掲げる被評価者の区分に応じ、右欄に掲げる様式とし、同項の県教育長の定める評価基準は、別表 4 のとおりとする。なお、総合評価シート中、校務貢献欄の左段に、別表 5 の左欄に掲げる業務内容の区分に応じ、中欄に掲げる記号を記載し、校務貢献年数（換算後）に、1 に同表の右欄の区分に応じた換算率を乗じた数字を記載するものとする。
- 3 総合評価の全体評語は別表 6 のとおりとする。この場合、総合評価シート中、評定の合計（以下「総合評価評定合計」という。）の区分に応じ、別表 6 の右欄に掲げる記号を全体評語とする。
- 4 規則第 6 条第 3 項の県教育長が定める再評価については、規則第 5 条第 2 項の評価を実施した後の当該年度の年度末までに、教職員の取組により児童・生徒に大きな変容が認められたときなど、教職員の職務遂行状況や成果等が確認でき、評価者がそれを総合評価シートに反映させる必要があると認めたときには、再評価を行うことができるとし、評価者は速やかに、所管市町村教育委員会教育長に再評価結果を提出するものとする。

第 6 評価結果の取扱い

規則第 7 条第 2 項の県教育長の定める開示については、第二次評価者が複写保存した自己申告評価シート及び総合評価シートを、3 月 1 日から 3 月 14 日（土曜・日曜・休日を除く。）までの間に、本人に開示しなければならない。

第 7 書類等の提出及び保管

規則第 9 条第 1 項の県教育長の定める書類等の提出及び保管については、教職員の自己申告評価シートを 1 月 20 日までに、総合評価シートを 3 月 20 日までに、市町村教育委員会教育長を通じて、県教育長に提出するものとする。

《別表 1》

被評価者	自己申告評価シートの様式	総合評価シートの様式
校長	様式 1 の 1	様式 2 の 1
教頭	様式 1 の 2	様式 2 の 2
事務長	様式 1 の 3	様式 2 の 3
教諭	様式 1 の 4	様式 2 の 4
養護教諭	様式 1 の 5	様式 2 の 5
栄養教諭	様式 1 の 6	様式 2 の 6
実習助手	様式 1 の 7	様式 2 の 7
寄宿舎指導員	様式 1 の 8	様式 2 の 8
学校栄養職員	様式 1 の 9	様式 2 の 9
事務職員	様式 1 の 10	様式 2 の 10
学校司書	様式 1 の 11	様式 2 の 11
上記以外の職員	様式 1 の 12	様式 2 の 12

《別表 2》 【自己申告評価シートの評価基準】

評定	基 準
5	具体的目標に対して意欲的に取り組み、大幅に成果を上げている
4	具体的目標に対して努力し、ほぼ期待通りの成果が見られる
3	具体的目標に対して取り組み、一定の成果が見られる
2	具体的目標に対して取り組みが不十分で、あまり成果が見られなかった
1	具体的目標に対して取り組みせず、全く成果がなかった

《別表 3》 【自己申告評価全体評語】

自己申告評価評定合計	全体評語
20 ～ 18	V
17 ～ 15	IV
14 ～ 9	III
8 ～ 6	II
5 ～ 4	I

《別表４》 【総合評価シートの評価基準】

評 定	基 準
５	職務を遂行する上で通常必要な水準を大幅に上回っている
４	職務を遂行する上で通常必要な水準を上回っている
３	職務を遂行する上で通常必要な水準をほぼ満たしている
２	職務を遂行する上で通常必要な水準を満たしておらず、努力が必要
１	職務を遂行する上で通常必要な水準を満たしておらず、かなりの努力が必要

《別表５》 【校務貢献内容】

業 務 内 容	記 号	換 算 率
小・中学校、県立高等学校における通常学級の担任業務	ア	２／２
教務主任、生徒指導主任、進路主任等、学校全体に関わる主任業務	イ	２／２
ア、イと同等、もしくはそれ以上の業務を担当していると校長が判断する業務	ウ	２／２
ア、イ、ウ以外の業務経験	エ	１／２
評価期間の半分以上勤務がない場合、もしくはそれに準ずる場合	オ	０

《別表６》 【総合評価全体評語】

総合評価評定合計	全体評語
４５～３９	V（最上位）
３８～３３	IV（上位）
３２～２１	III（中位）
２０～１５	II（下位）
１４～９	I（最下位）

施行期日

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

様式1の1 平成（ ）年度 自己申告評価シート 【校長用】

職名	本人氏名		職員番号	学校名	本県常勤年数	現任校年数		
	年 月 日生（ 歳 性 ）				年	年		
昨年度の課題				本年度の目標				
申告・評価	自己評価				自己申告 上回っている ☐ 概ね達成 ☐ 達していない ☐	第一次評価者 5段階(5～1) 評価基準に則した 評価	第二次評価者 5段階(5～1) 評価基準に則した 評価	備考・特記 (特段の場合に記入)
	当初申告(6月1日)		中間申告(11月1日)	最終申告(3月1日)				
	重点目標	目標達成の手立て	進捗状況	成果と課題				
学校経営					☐ ☐ ☐			
学校教育の管理					☐ ☐ ☐			
教職員人事管理					☐ ☐ ☐			
研究・研修等					☐ ☐ ☐			
所見	第一次評価者					第二次評価者による評価の合計 全体評価 /20		
	第二次評価者							

第一次評価者 職・氏名

(月 日記入)

第二次評価者 職・氏名

(月 日記入)

様式1の2 平成（ ）年度 自己申告評価シート 【教頭用】

職名	本人氏名		職員番号	学校名	本県常勤年数	現任校年数		
	年 月 日生（ 歳 性 ）				年	年		
昨年度の課題				本年度の目標				
申告・評価	自己評価				自己申告 上回っている ☐ 概ね達成 ☐ 達していない ☐	第一次評価者 5段階(5～1) 評価基準に則した 評価	第二次評価者 5段階(5～1) 評価基準に則した 評価	備考・特記 (特段の場合に記入)
	当初申告(6月1日)		中間申告(11月1日)	最終申告(3月1日)				
	重点目標	目標達成の手立て	進捗状況	成果と課題				
学校管理運営					☐ ☐ ☐			
学校教育の管理					☐ ☐ ☐			
指導職員助への					☐ ☐ ☐			
研究・研修等					☐ ☐ ☐			
所見	第一次評価者					第二次評価者による評価の合計 全体評価 /20		
	第二次評価者							

第一次評価者 職・氏名

(月 日記入)

第二次評価者 職・氏名

(月 日記入)

様式1の3 平成()年度 自己申告評価シート 【県立事務長用】

職名	本人氏名		職員番号	学校名	本県常勤年数	現任校年数		
	年 月 日生(歳 性)				年	年		
昨年度の課題				本年度の目標				
申告・評価	自己評価				自己申告 上回っている 概ね達成 達していない	第一次評価者 5段階(5～1) 評定基準に則した 評定	第二次評価者 5段階(5～1) 評定基準に則した 評定	備考・特記 (特段の場合に記入)
	当初申告(6月1日)		中間申告(11月1日)	最終申告(3月1日)				
	重点目標	目標達成の手立て	進捗状況	成果と課題				
学校管理運営					☐ ☐ ☐			
学校事務の管理					☐ ☐ ☐			
指導職員への					☐ ☐ ☐			
研究・研修等					☐ ☐ ☐			
所見	第一次評価者					第二次評価者による評定の合評 全体評語 /20		
	第二次評価者							

第一次評価者 職・氏名 (月 日記入) 第二次評価者 職・氏名 (月 日記入)

様式1の4 平成()年度 自己申告評価シート 【教諭・講師用】

職名	本人氏名		職員番号	学校名	本県常勤年数	現任校年数		
	年 月 日生(歳 性)				年	年		
昨年度の課題				本年度の目標				
申告・評価	自己評価				自己申告 上回っている 概ね達成 達していない	第一次評価者 5段階(5～1) 評定基準に則した 評定	第二次評価者 5段階(5～1) 評定基準に則した 評定	備考・特記 (特段の場合に記入)
	当初申告(6月1日)		中間申告(11月1日)	最終申告(3月1日)				
	重点目標	目標達成の手立て	進捗状況	成果と課題				
学習指導					☐ ☐ ☐			
学習指導以外の					☐ ☐ ☐			
学校運営					☐ ☐ ☐			
研究・研修等					☐ ☐ ☐			
所見	第一次評価者					第二次評価者による評定の合評 全体評語 /20		
	第二次評価者							

第一次評価者 職・氏名 (月 日記入) 第二次評価者 職・氏名 (月 日記入)

様式1の5 平成()年度 自己申告評価シート 【養護教諭・講師用】

職名 本人氏名	職員番号	学校名	本県常勤年数	現任校年数
年 月 日生(歳 性)			年	年

昨年度の課題	本年度の目標
--------	--------

申告・評価	自己評価				自己申告 上回っている 概ね達成 達していない	第一次評価者 5段階(5～1) 評定基準に則した 評定	第二次評価者 5段階(5～1) 評定基準に則した 評定	備考・特記 (特段の場合に記入)
	当初申告(6月1日)		中間申告(11月1日)	最終申告(3月1日)				
	重点目標	目標達成の手立て	進捗状況	成果と課題				
保健管理					☐ ☐ ☐			
保健に関する指導					☐ ☐ ☐			
学校運営					☐ ☐ ☐			
研究・研修等					☐ ☐ ☐			

所見	第一次評価者	第二次評価者による評定の合評 全体評語 /20
	第二次評価者	

第一次評価者 職・氏名 (月 日記入) 第二次評価者 職・氏名 (月 日記入)

様式1の6 平成()年度 自己申告評価シート 【栄養教諭用】

職名 本人氏名	職員番号	学校名	本県常勤年数	現任校年数
年 月 日生(歳 性)			年	年

昨年度の課題	本年度の目標
--------	--------

申告・評価	自己評価				自己申告 上回っている 概ね達成 達していない	第一次評価者 5段階(5～1) 評定基準に則した 評定	第二次評価者 5段階(5～1) 評定基準に則した 評定	備考・特記 (特段の場合に記入)
	当初申告(6月1日)		中間申告(11月1日)	最終申告(3月1日)				
	重点目標	目標達成の手立て	進捗状況	成果と課題				
食に関する指導					☐ ☐ ☐			
給食管理					☐ ☐ ☐			
学校運営					☐ ☐ ☐			
研究・研修等					☐ ☐ ☐			

所見	第一次評価者	第二次評価者による評定の合評 全体評語 /20
	第二次評価者	

第一次評価者 職・氏名 (月 日記入) 第二次評価者 職・氏名 (月 日記入)

職名	本人氏名	職員番号	学校名	本県常勤年数	現任校年数
	年 月 日生 (歳 性)			年	年

昨年度の課題	本年度の目標
--------	--------

申告・評価	自 己 評 価				自己申告	第一次評価者	第二次評価者	備 考・特 記 (特段の場合に記入)
	当初申告(6月1日)		中間申告(11月1日)	最終申告(3月1日)	上回っ ている ☐ 概ね 達成 ☐ 達して いない ☐	5段階(5～1) 評定基準に則した 評定	5段階(5～1) 評定基準に則した 評定	
	重点目標	目標達成の手立て	進捗状況	成果と課題				
実 に 関 ・ 実 習 の 分 野 補					☐ ☐ ☐			
実 験 以 外 の 分 野 補					☐ ☐ ☐			
学 校 運 営					☐ ☐ ☐			
研 究 ・ 研 修 等					☐ ☐ ☐			

所見	第一次評価者	第二次評価者による評価の合計	全体評価
	第二次評価者	／20	

第一次評価者 職・氏名

(月 日記入)

第二次評価者 職・氏名

(月 日記入)

職名	本人氏名	職員番号	学校名	本県常勤年数	現任校年数
	年 月 日生 (歳 性)			年	年

昨年度の課題	本年度の目標
--------	--------

申告・評価	自 己 評 価				自己申告	第一次評価者	第二次評価者	備 考・特 記 (特段の場合に記入)
	当初申告(6月1日)		中間申告(11月1日)	最終申告(3月1日)	止回っ ている	概ね 達成	達して いない	
	重点目標	目標達成の手立て	進捗状況	成果と課題	☐	☐	☐	
生活指導								
行事その他								
学校運営								
研究・研修等								

所見	第一次評価者	第二次評価者による評価の合計 全体評価
	第二次評価者	
		/ 20

第一次評価者 職・氏名

(月 日記入)

第二次評価者 職・氏名

(月 日記入)

様式1の9 平成（ ）年度 自己申告評価シート 【学校栄養職員用】

職名	本人氏名		職員番号	学校名	本県常勤年数	現任校年数		
	年 月 日生（ 歳 性 ）				年	年		
昨年度の課題				本年度の目標				
申告・評価	自己評価				自己申告 上回っている ☐ 概ね達成 ☐ 達していない ☐	第一次評価者 5段階(5～1) 評価基準に則した評価	第二次評価者 5段階(5～1) 評価基準に則した評価	備考・特記 (特段の場合に記入)
	当初申告(6月1日)		中間申告(11月1日)	最終申告(3月1日)				
	重点目標	目標達成の手立て	進捗状況	成果と課題				
給食管理								
食に関する指導								
学校運営								
研究・研修等								
所見	第一次評価者					第二次評価者による評価の合計 全体評価 /20		
	第二次評価者							

第一次評価者 職・氏名 (月 日記入) 第二次評価者 職・氏名 (月 日記入)

様式1の10 平成（ ）年度 自己申告評価シート 【県立・小中事務職員用】

職名	本人氏名		職員番号	学校名	本県常勤年数	現任校年数		
	年 月 日生（ 歳 性 ）				年	年		
昨年度の課題				本年度の目標				
申告・評価	自己評価				自己申告 上回っている ☐ 概ね達成 ☐ 達していない ☐	第一次評価者 5段階(5～1) 評価基準に則した評価	第二次評価者 5段階(5～1) 評価基準に則した評価	備考・特記 (特段の場合に記入)
	当初申告(6月1日)		中間申告(11月1日)	最終申告(3月1日)				
	重点目標	目標達成の手立て	進捗状況	成果と課題				
総務								
財務								
学校運営								
研究・研修等								
所見	第一次評価者					第二次評価者による評価の合計 全体評価 /20		
	第二次評価者							

第一次評価者 職・氏名 (月 日記入) 第二次評価者 職・氏名 (月 日記入)

様式1の11 平成()年度 自己申告評価シート【学校司書用】

職名	本人氏名	職員番号	学校名	本県常勤年数	現任校年数
	年 月 日生(歳 性)			年	年

昨年度の課題	本年度の目標
--------	--------

申告・評価	自己評価				自己申告 上回っている 達成 達していない	第一次評価者 5段階(5～1) 評価基準に則した 評価	第二次評価者 5段階(5～1) 評価基準に則した 評価	備考・特記 (特段の場合に記入)
	当初申告(6月1日)		中間申告(11月1日)	最終申告(3月1日)				
	重点目標	目標達成の手立て	進捗状況	成果と課題				
学校の管理運営					☐ ☐ ☐			
財務・経理					☐ ☐ ☐			
学校運営					☐ ☐ ☐			
研究・研修等					☐ ☐ ☐			

所見	第一次評価者	第二次評価者による評価の合計 全体評価 /20
	第二次評価者	

第一次評価者 職・氏名 (月 日記入) 第二次評価者 職・氏名 (月 日記入)

様式1の12 平成()年度 自己申告評価シート【学校スタッフ用】

職名	本人氏名	職員番号	学校名	本県常勤年数	現任校年数
	年 月 日生(歳 性)			年	年

昨年度の課題	本年度の目標
--------	--------

申告・評価	自己評価				自己申告 上回っている 達成 達していない	第一次評価者 5段階(5～1) 評価基準に則した 評価	第二次評価者 5段階(5～1) 評価基準に則した 評価	備考・特記 (特段の場合に記入)
	当初申告(6月1日)		中間申告(11月1日)	最終申告(3月1日)				
	重点目標	目標達成の手立て	進捗状況	成果と課題				
技能に務める					☐ ☐ ☐			
施設の管理					☐ ☐ ☐			
学校運営					☐ ☐ ☐			
研究・研修等					☐ ☐ ☐			

所見	第一次評価者	第二次評価者による評価の合計 全体評価 /20
	第二次評価者	

第一次評価者 職・氏名 (月 日記入) 第二次評価者 職・氏名 (月 日記入)

様式2の1

平成（ ）年度 総合評価シート 【 校長 用 】

職名	本人氏名	職員番号（ ）	本県常勤年数	うち現任校年数
	昭和 年 月 日生（ 歳 性 ）	学校名		

【 校務経験の記録 】

備考・特記事項

【 絶対評価 】

評価の項目と観点		第一次評価者	第二次評価者		第一次・第二次評価者の備考・特記欄 (特段の場合のみ記入してください。)
		5段階(5～1)評価 基準に則して評価	5段階(5～1)評価 基準に則して評価	観点の 評価合計	
① 学校経営	業績				
	能力				
	意欲				
② 学校教育の管理	業績				
	能力				
	意欲				
③ 教職員人事管理	業績				
	能力				
	意欲				

評価の合計と所見 (第二次評価者による)	評価の総合計 /45	全体評価	所 見
---------------------------	-------------------	------	-----

第一次評価者 職・氏名 (月 日記入)

第二次評価者 職・氏名 (月 日記入)

様式2の2

平成（ ）年度 総合評価シート 【 教 頭 用 】

職名	本人氏名	職員番号（ ）	本県常勤年数	うち現任校年数
	昭和 年 月 日生（ 歳 性 ）	学校名		
			年	年

【 校務経験の記録 】

担当業務等						
今年度の校務経験にかかわる業務区分と校務経験値及び概要				校務経験状況の経過記録		
業務区分	経験値(換算後)	概 要		3回前の年度末	前々年度末	前年度末
						今年度末

【 絶対評価 】

評価の項目と観点		第一次評価者	第二次評価者		第一次・第二次評価者の備考・特記欄 (特段の場合のみ記入してください。)
		5段階(5～1)評価 基準に則して評価	5段階(5～1)評価 基準に則して評価	観点の 評価合計	
① 学校 管理 運営	業績				
	能力				
	意欲				
② 学校 教育 の 管理	業績				
	能力				
	意欲				
③ 指 導 職 員 へ の	業績				
	能力				
	意欲				

評価の合計と所見 (第二次評価者による)	評価の総合計 /45	全体評価	所 見
---------------------------	-------------------	------	-----

第一次評価者 職・氏名 (月 日記入)

第二次評価者 職・氏名 (月 日記入)

様式2の3

平成（ ）年度 総合評価シート 【 県立事務長用 】

職名	本人氏名	職員番号（ ）	本県常勤年数	うち現任校年数
	昭和 年 月 日生（ 歳 性 ）	学校名		
			年	年

【 校務経験の記録 】

担当業務等						
今年度の校務経験にかかわる業務区分と校務経験値及び概要				校務経験状況の経過記録		
業務区分	経験値(換算後)	概 要		3回前の年度末	前々年度末	前年度末
						今年度末

【 絶対評価 】

評価の項目と観点		第一次評価者	第二次評価者		第一次・第二次評価者の備考・特記欄 (特段の場合のみ記入してください。)
		5段階(5～1)評定 基準に則して評価	5段階(5～1)評定 基準に則して評価	観点の 評定合計	
① 学校 管理 運営	業績				
	能力				
	意欲				
② 学校事務の 管理	業績				
	能力				
	意欲				
③ 指導職員への	業績				
	能力				
	意欲				

評定の合計と所見 (第二次評価者による)	評定の総合計	全体評語	所 見
	/45		

第一次評価者 職・氏名 (月 日記入)

第二次評価者 職・氏名 (月 日記入)

様式2の4

平成（ ）年度 総 合 評 価 シ ー ト 【 教 諭 ・ 講 師 用 】

職名	本人氏名	職員番号（ ）	本県常勤年数	うち現任校年数
	昭和 年 月 日生（ 歳 性 ）	学校名		
			年	年

【 校務経験の記録 】

所属学年と担当	校務分掌	週授業時数 時間	担当教科(研究教科)	部活動等
今年度の校務経験にかかわる業務区分と校務経験値及び概要			校務経験状況の経過記録	
業務区分	経験値(換算後)	概 要	3回前の年度末	前々年度末
			前年度末	今年度末

【 絶対評価 】

評価の項目と観点		第一次評価者	第二次評価者		第一次・第二次評価者の備考・特記欄 (特段の場合のみ記入してください。)
		5段階(5～1)評定 基準に則して評価	5段階(5～1)評定 基準に則して評価	観点の 評定合計	
① 学 習 指 導	業績				
	能力				
	意欲				
② 学 習 の 分 野 指 導 以 外	業績				
	能力				
	意欲				
③ 学 校 運 営	業績				
	能力				
	意欲				

評定の合計と所見 (第二次評価者による)	評定の総合計 /45	全体評語	所 見
---------------------------	---------------	------	-----

第一次評価者 職・氏名 (月 日記入)

第二次評価者 職・氏名 (月 日記入)

様式2の5

平成（ ）年度 総合評価シート 【 養護教諭・講師用 】

職名	本人氏名	職員番号（ ）	本県常勤年数	うち現任校年数
	昭和 年 月 日生（ 歳 性 ）	学校名		
			年	年

【 校務経験の記録 】

所属学年と担当	校務分掌	週授業時数 時間	担当教科(研究教科)	部活動等
今年度の校務経験にかかわる業務区分と校務経験値及び概要			校務経験状況の経過記録	
業務区分	経験値(換算後)	概 要	3回前の年度末	前々年度末
			前年度末	今年度末

【 絶対評価 】

評価の項目と観点		第一次評価者	第二次評価者		第一次・第二次評価者の備考・特記欄 (特段の場合のみ記入してください。)
		5段階(5～1)評価 基準に則して評価	5段階(5～1)評価 基準に則して評価	観点の 評価合計	
① 保健 管理	業績				
	能力				
	意欲				
② 保健 に関する 指導	業績				
	能力				
	意欲				
③ 学 校 運 営	業績				
	能力				
	意欲				

評価の合計と所見 (第二次評価者による)	評価の総合計 /45	全体評語	所 見
---------------------------	---------------	------	-----

第一次評価者 職・氏名 (月 日記入)

第二次評価者 職・氏名 (月 日記入)

様式2の6

平成()年度 総合評価シート【栄養教諭用】

職名	本人氏名	職員番号 ()	本県常勤年数	うち現任校年数
	昭和 年 月 日生 (歳 性)	学校名		

【校務経験の記録】

所属学年と担当	校務分掌	週授業時数 時間	担当教科(研究教科)	部活動等
今年度の校務経験にかかわる業務区分と校務経験値及び概要			校務経験状況の経過記録	
業務区分	経験値(換算後)	概 要	3回前の年度末	前々年度末
			前年度末	今年度末

【絶対評価】

評価の項目と観点		第一次評価者	第二次評価者		第一次・第二次評価者の備考・特記欄 (特段の場合のみ記入してください。)
		5段階(5～1)評価 基準に則して評価	5段階(5～1)評価 基準に則して評価	観点の 評価合計	
① 食に関する指導	業績				
	能力				
	意欲				
② 給食管理	業績				
	能力				
	意欲				
③ 学校運営	業績				
	能力				
	意欲				

評価の合計と所見 (第二次評価者による)	評価の総合計 /45	全体評価	所 見
-------------------------	---------------	------	-----

第一次評価者 職・氏名 (月 日記入)

第二次評価者 職・氏名 (月 日記入)

様式2の7

平成（ ）年度 総合評価シート 【 実習助手用 】

職名	本人氏名	職員番号（ ）	本県常勤年数	うち現任校年数
	昭和 年 月 日生（ 歳 性 ）	学校名		

【 校務経験の記録 】

所属学年と担当	校務分掌	週授業時数 時間	担当教科(研究教科)	部活動等
今年度の校務経験にかかわる業務区分と校務経験値及び概要			校務経験状況の経過記録	
業務区分	経験値(換算後)	概 要	3回前の年度末	前々年度末
			前年度末	今年度末

【 絶対評価 】

評価の項目と観点		第一次評価者	第二次評価者		第一次・第二次評価者の備考・特記欄 (特段の場合のみ記入してください。)
		5段階(5～1)評定 基準に則して評価	5段階(5～1)評定 基準に則して評価	観点の 評定合計	
① 実 験・実 習の 補助 に 関 する 分 野	業績				
	能力				
	意欲				
② 実 験 外・実 習の 補助	業績				
	能力				
	意欲				
③ 学 校 運 営	業績				
	能力				
	意欲				

評定の合計と所見 (第二次評価者による)	評定の総合計 /45	全体評語	所 見
-------------------------	---------------	------	-----

第一次評価者 職・氏名 (月 日記入)

第二次評価者 職・氏名 (月 日記入)

様式2の8

平成（ ）年度 総合評価シート 【 寄 宿 舎 指 導 員 用 】

職名	本人氏名	職員番号（ ）	本県常勤年数	うち現任校年数
	昭和 年 月 日生（ 歳 性 ）	学校名		

【 校務経験の記録 】

担当業務等						
今年度の校務経験にかかわる業務区分と校務経験値及び概要				校務経験状況の経過記録		
業務区分	経験値(換算後)	概 要		3回前の年度末	前々年度末	前年度末

【 絶対評価 】

評価の項目と観点		第一次評価者	第二次評価者		第一次・第二次評価者の備考・特記欄 (特段の場合のみ記入してください。)
		5段階(5～1)評定 基準に則して評価	5段階(5～1)評定 基準に則して評価	観点の 評定合計	
① 生活指導	業績				
	能力				
	意欲				
② 行事・その他	業績				
	能力				
	意欲				
③ 学校運営	業績				
	能力				
	意欲				

評定の合計と所見 (第二次評価者による)	評定の総合計 / 45	全体評語 	所 見
---------------------------	--------------------	--------------	-------------

第一次評価者 職・氏名 (月 日記入)

第二次評価者 職・氏名 (月 日記入)

様式2の9

平成（ ）年度 総合評価シート 【 学校栄養職員用 】

職名	本人氏名	職員番号（ ）	本県常勤年数	うち現任校年数
	昭和 年 月 日生（ 歳 性 ）	学校名		

【 校務経験の記録 】

担当業務等						
今年度の校務経験にかかわる業務区分と校務経験値及び概要				校務経験状況の経過記録		
業務区分	経験値(換算後)	概 要		3回前の年度末	前々年度末	前年度末

【 絶対評価 】

評価の項目と観点		第一次評価者	第二次評価者		第一次・第二次評価者の備考・特記欄 (特段の場合のみ記入してください。)
		5段階(5～1)評定 基準に則して評価	5段階(5～1)評定 基準に則して評価	観点の 評定合計	
① 給食管理	業績				
	能力				
	意欲				
②食に 関する 指導	業績				
	能力				
	意欲				
③学 校運 営	業績				
	能力				
	意欲				

評定の合計と所見 (第二次評価者による)	評定の総合計 /45	全体評語	所 見
---------------------------	-------------------	------	-----

第一次評価者 職・氏名 (月 日記入)

第二次評価者 職・氏名 (月 日記入)

様式2の10

平成（ ）年度 総合評価シート 【 小 中 ・ 県 立 事 務 職 員 用 】

職名	本人氏名	職員番号（ ）	本県常勤年数	うち現任校年数
	昭和 年 月 日生（ 歳 性 ）	学校名		

【 校務経験の記録 】

担当業務等						
今年度の校務経験にかかわる業務区分と校務経験値及び概要				校務経験状況の経過記録		
業務区分	経験値(換算後)	概 要		3回前の年度末	前々年度末	前年度末
						今年度末

【 絶対評価 】

評価の項目と観点		第一次評価者	第二次評価者		第一次・第二次評価者の備考・特記欄 (特段の場合のみ記入してください。)
		5段階(5～1)評定 基準に則して評価	5段階(5～1)評定 基準に則して評価	観点の 評定合計	
① 総 務	業績				
	能力				
	意欲				
② 財 務	業績				
	能力				
	意欲				
③ 学 校 運 営	業績				
	能力				
	意欲				

評定の合計と所見 (第二次評価者による)	評定の総合計 / 45	全体評語	所 見
---------------------------	--------------------	------	-----

第一次評価者 職・氏名 (月 日記入)

第二次評価者 職・氏名 (月 日記入)

様式2の11

平成（ ）年度 総合評価シート 【 学 校 司 書 用 】

職名	本人氏名	職員番号（ ）	本県常勤年数	うち現任校年数
	昭和 年 月 日生（ 歳 性 ）	学校名		
			年	年

【 校務経験の記録 】

担当業務等						
今年度の校務経験にかかわる業務区分と校務経験値及び概要				校務経験状況の経過記録		
業務区分	経験値(換算後)	概 要		3回前の年度末	前々年度末	前年度末
						今年度末

【 絶対評価 】

評価の項目と観点		第一次評価者	第二次評価者		第一次・第二次評価者の備考・特記欄 (特段の場合のみ記入してください。)
		5段階(5～1)評定 基準に則して評価	5段階(5～1)評定 基準に則して評価	観点の 評定合計	
① 学 校 図 書 の 管 理	業績				
	能力				
	意欲				
② 財 務 ・ 経 理	業績				
	能力				
	意欲				
③ 学 校 運 営	業績				
	能力				
	意欲				

評定の合計と所見 (第二次評価者による)	評定の総合計 /45	全体評語	所 見
---------------------------	-------------------	------	-----

第一次評価者 職・氏名 (月 日記入)

第二次評価者 職・氏名 (月 日記入)

様式2の12

平成（ ）年度 総合評価シート 【 学 校 ス タ ッ プ 用 】

職名	本人氏名	職員番号（ ）	本県常勤年数	うち現任校年数
	昭和 年 月 日生（ 歳 性 ）	学校名		

【 校務経験の記録 】

担当業務等						
今年度の校務経験にかかわる業務区分と校務経験値及び概要				校務経験状況の経過記録		
業務区分	経験値(換算後)	概 要		3回前の年度末	前々年度末	前年度末

【 絶対評価 】

評価の項目と観点		第一次評価者	第二次評価者		第一次・第二次評価者の備考・特記欄 (特段の場合のみ記入してください。)
		5段階(5～1)評定 基準に則して評価	5段階(5～1)評定 基準に則して評価	観点の 評定合計	
① 技能 に 関 する 職 務	業績				
	能力				
	意欲				
② 施 設 の 管 理	業績				
	能力				
	意欲				
③ 学 校 運 営	業績				
	能力				
	意欲				

評定の合計と所見 (第二次評価者による)	評定の総合計	全体評語	所 見
	／45		

第一次評価者 職・氏名 (月 日記入)

第二次評価者 職・氏名 (月 日記入)